

大阪市苅田土地改良区
——解散記念誌——

大阪市苅田土地改良区

大阪市苅田土地改良区

——解散記念誌——

昭和三〇年六月一〇日・発行

大阪市苅田土地改良区

昭和三〇年六月一〇日・発行



苅田土地改良記念会館・正面



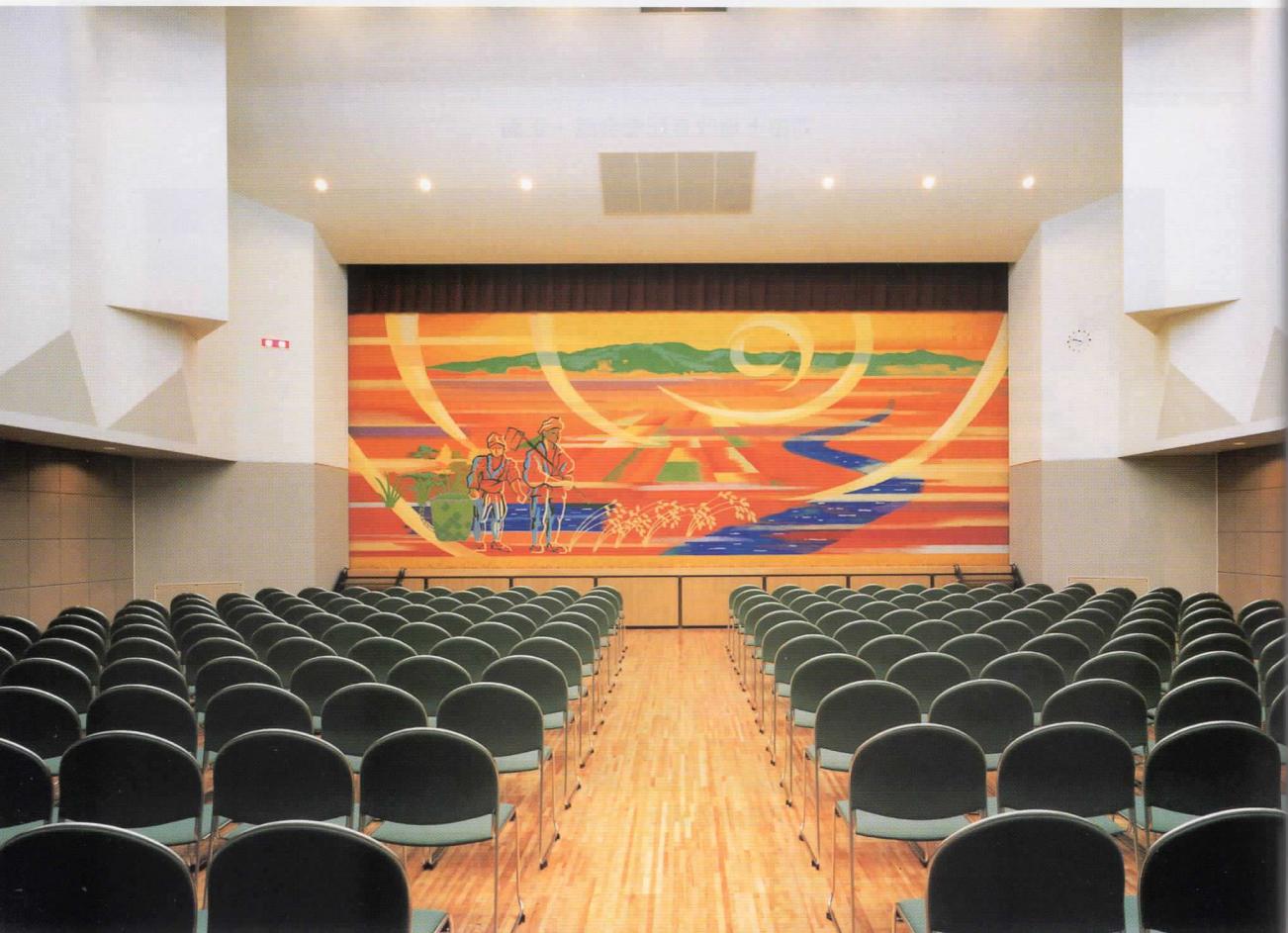
苅田南公園から・南西面



3階ロビー



1階ホール

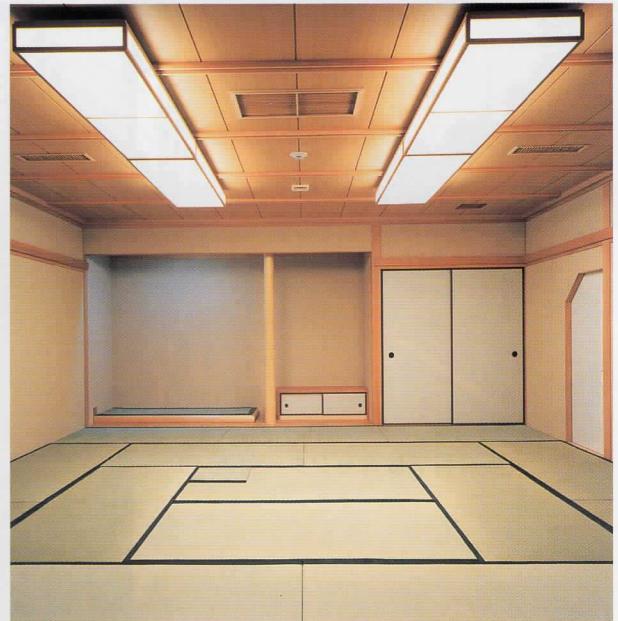




事務室



第1会議室



和室



応接室



苅田3丁目付近



苅田北小学校付近



大阪府科学教育センター付近



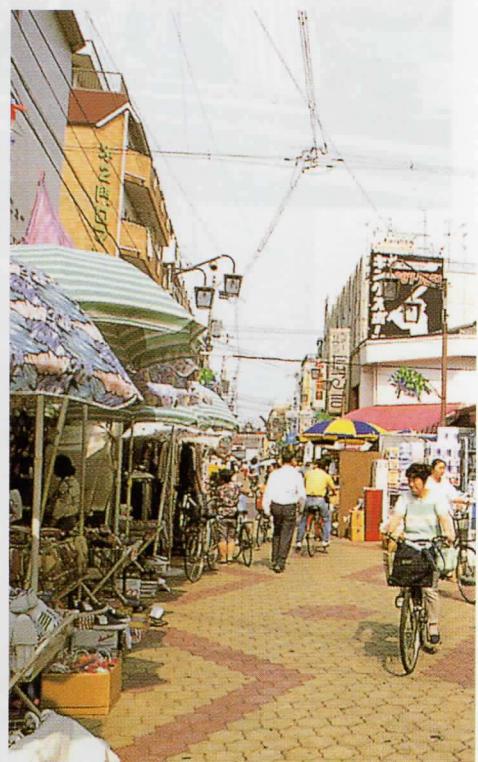
苅田小学校付近



大和川高校付近



苅田4丁目付近



苅田7丁目付近



苅田6丁目付近



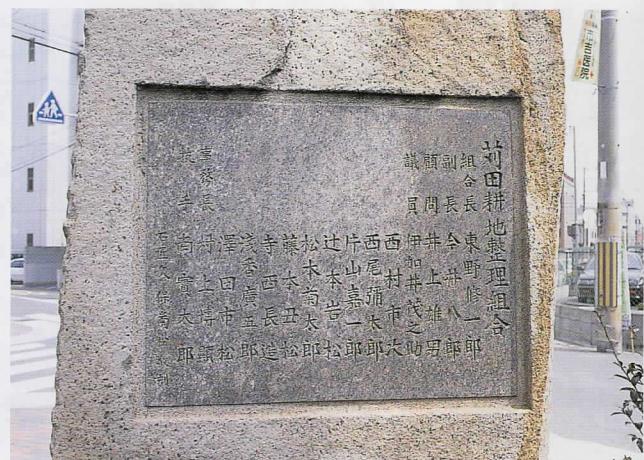
あびこ中央商店街



苅田9丁目付近



苅田耕地整理組合記念碑



記念碑裏面



苅田土地改良記念会館竣工祝賀会会場入口(左)と1階ホール受付



竣工祝賀会開会



辻川昭一・苅田土地改良記念コミュニティ振興財団理事長の挨拶



祝宴



華麗にくりひろげられたアトラクション



万歳三唱



ごあいさつ

大阪市苅田土地改良区理事長 西 村 武 次

大阪市苅田土地改良区は、前身である苅田耕地整理組合、更に苅田普通水利組合を経て、昭和24年の法制定に伴い翌年設立され、平成6年9月には土地改良区の事業目的を達成し、解散に至りました。

苅田耕地整理組合から見ますと60有余年の長きにわたり事業を推進してまいりました。この間、組合員の諸先輩の方々により築かれた土地改良区の貴重な業績と長い歴史を私達が引き継ぎ、このたび「苅田土地改良区解散記念誌」としてここに1冊にまとめてあげることが出来ました。私達の土地改良区の記録が、次代の人々に継承されるとともに地域の発展に資することができるものと確信する次第であります。

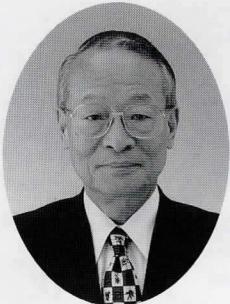
土地改良区は、農業用施設の維持管理及び農業生産の向上を目的に設立されました。地下鉄御堂筋線の延伸と共に都市化の波が急速に押し寄せ、用水源である農業用水路の水質悪化が進むなか、その対応策としてさく井戸を設置する等、地域において宅地化に向けての対応を担ってまいりました。

また、苅田町のまちづくりとして建築後退線問題等道路整備促進に積極的に取り組み、地域の発展に貢献してきたところであり、これも偏に組合員の皆様方や地域の皆様方のご協力があったからこそ出来得たものとして、感謝申しあげる次第であります。

このたび、解散を機会に地域社会のため有意義に活用して戴く施設として「苅田土地改良記念会館」を建設いたしました。この会館が、地域のコミュニティの育成と地域社会の発展に寄与できることを、深く切望するものであります。

私達が進めてまいりました苅田土地改良区事業の地域における役割は誠に大きく、また、所期の目的を達成できましたことは喜ばしい限りであります。

今後とも地域住民の方々と一体となって、苅田地域の発展のため更に協力しながら進んでまいりたく思いますので、皆様方のご指導とご鞭撻をお願い申しあげます。



祝　　辞

大　阪　市　長　磯　村　隆　文

大阪市苅田土地改良区解散記念誌の発行を心からお喜び申しあげます。

苅田地域では、昭和6年、苅田耕地整理組合設立が認可され、幾多の試練と困難を乗り越え、昭和12年耕地整理事業が完了を見たのであります。

その後、苅田耕地整理組合は、苅田普通水利組合を経て、昭和24年の土地改良法の制定に伴い、翌年大阪市苅田土地改良区に改組され、農業用施設の維持管理はもとより、都市化の進展に伴う道路整備の促進に多大のご尽力を賜り、苅田町のまちづくりと地域の発展に大きな足跡を残されたのであります。

また、解散されるに当たりましては、伝統文化の振興と地域福祉の向上を図り、心のふれあうまちづくりを推進することをめざして、「財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団」を設立し、苅田土地改良記念会館を建設されるなど、コミュニティの形成と地域社会の発展に多大のご貢献を賜っております。皆様方のご熱意と多大のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

大阪市では、都市の貴重な緑地空間である農地の保全に努め、人と自然の共生するうるおいのあるまちづくりを推進するとともに、21世紀の地球社会を展望し、多くの人が集い、にぎわう「創造性と活力にあふれ、世界にはばたく大阪」、快適で豊かな生活を楽しめる「だれもがあこがれ、住みたいと願う大阪」をめざしております。今後とも積極的に市政を進め、「市民の皆様が誇れる大阪」の実現に努めてまいりますので、皆様方のさらなるお力添えを賜りますようお願い申しあげます。

組合員をはじめ関係の皆様方の耕地整理以来60有余年の長きにわたるご尽力に改めて、心から深く感謝申しあげまして、お祝いのことばといたします。



祝　　辞

大阪市住吉区長　桐　山　義　輝

大阪市苅田土地改良区事業の完了とその記念誌の発刊を心からお喜び申しあげます。

当土地改良区は、昭和25年に普通水利組合から組織変更し、土地改良法に基づいて設立されて以来、組合事業を通して、広大な農地が広がっていたこの地域の農業生産の安定合理化のため積極的に各種の土地改良事業を行い、道路網の整備をはじめ、苅田地域の生活文化、環境整備、社会福祉活動に大きな足跡を残されてまいりました。この間における組合員をはじめ関係者皆様方のご尽力とご努力に深く敬意を表する次第でございます。

さて、当土地改良区が発展的に解散され、この理念を継承する「財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団」の設立は、文字通り苅田地域のコミュニティづくりに新風を吹き込むもので、大変心強いものであります。

住吉区では昨年区制70周年の節目を迎え、活発なコミュニティ活動の推進と人権の尊重された、だれもが安心して暮らせる、人にやさしいまちづくりに積極的に取り組んでいるところです。このたび建設されました「苅田土地改良記念会館」は、財団の拠点施設として、新しい創造性と活力あるまちづくりに大いに寄与するとともに、文化的諸活動の学習、発表などの交流の場となるものと大いに期待しております。また、これまでの事業の貴重な資料を集録した記念誌を発刊されることには、大変意義深く、将来のまちづくりの良き指針になることと思います。

土地改良事業が完了した苅田地域のまちが、今後ますます発展、繁栄されるようお祈り申しあげますとともに、区政の推進に一層のご支援・ご協力をお願い申しあげます。

目 次

第1章 荏田地区の歴史

(1) 荏田土地改良記念会館竣工	17
(2) 古代の池と屯倉	18
(3) 新大和川開削と依網池	19
(4) 池床の分割と大正期までの経過	20
(5) 第2次市域拡張で市域編入	20

第2章 荏田耕地整理組合

(1) 耕地整理と土地区画整理	24
(2) 荏田耕地整理組合設立	26
(3) 宅地化時点の道路整備を条件に	28
(4) 荏田普通水利組合への改組および建築線指定	28

第3章 荏田土地改良区

(1) 荏田土地改良区へ改組	30
(2) 土地改良区初期の経過	31
(3) 建築線後退で問題読出	33
(4) 道路改良工事へ諸問題克服	34
(5) 土地改良区解散へ	38

第1章 荏田地区の歴史

第4章 荏田土地改良記念コミュニティ振興財団

(1) (財)荏田土地改良記念コミュニティ振興財団設立	40
(2) 新しい街づくりへ大きな役割	42

座談会 荏田土地改良区の思い出と明日を語る

(1) 建築後退線合意で耕地整理認可と苦労絶えなかった組合役員	46
(2) 6カ所の池と維持管理	47
(3) 農業用水路改修の苦心	51
(4) 市街地進行と諸問題の発生	54
(5) 池の漁業補償と埋立処分	59
(6) 街づくりへ、建築線後退	60
(7) 記念会館は街の誇り	62

年表	64
----	----

資料1 大阪市荏田土地改良区定款	66
2 大阪市荏田土地改良区維持管理計画書	74
3 陳情書	83
4 「荏田地区の町造りにご協力のお願い」	86
5 莳田町付近街区図	87

第1章 莖田地区の歴史

(1) 莖田土地改良記念会館竣工

平成8年3月22日、苅田9丁目の苅田南公園隣接地において、苅田土地改良記念会館の竣工式が挙行された。

大正14年に市域編入、昭和6年に苅田耕地整理組合を結成、その後、事業完成に伴う普通水利組合設立(昭和15年)、法律改正による苅田土地改良区への移行(昭和25年)、そして急速な市街化進行のなかにおける建築線内農地の大坂市への無償譲渡決議(昭和36年)、道路改良工事着手(昭和42年)とその継続など、多年にわたる事業変遷と諸問題克服を経て苅田土地改良区を解散、同記念コミュニティ振興財団を設立し、晴れの記念会館竣工を迎えたのである。

苅田土地改良記念会館竣工式は、会館3階ホールで午前11時開式、冒頭、辻川昭一
苅田土地改良記念コミュニティ振興財団理事長は、次のように挨拶した。

本日ここに、大阪府ご当局をはじめ各界からのご来賓においでいただき、苅田土地改良記念会館の竣工式典を挙行するにあたり、苅田土地改良記念コミュニティ振興財団を代表してひと
言ごあいさつを申しあげます。

当苅田土地改良記念コミュニティ振興財団では、大阪府の設立許可をいただき、平成6年度、
平成7年度の2ヵ年継続事業として、良好な
地域コミュニティの形成と明るく住みよい地
域社会づくりに寄与する目的に欠かすことの
できない事業として取り組み、ここに会館の
完成を見ることができました。その会館の愛
称を「苅田土地改良記念会館」と命名し、こ
のほど使用を開始するところでございます。

苅田地域は大正14年に住吉区の一部として
大阪市に編入されて以来、耕地整理や土地区
画整理事業等の進捗や地下鉄御堂筋線の延伸
により、交通の至便さと閑静な環境のため、



苅田土地改良記念会館



挨拶する辻川昭一・苅田土地改良記念コミュニティ財団理事長

若干の農地を残しながら概ね住宅地域とそれに付随した商業地域として発展してまいりました。

さて、昭和6年耕地整理組合設立認可され、耕地整理事業が始まり、昭和24年6月法律制定に伴い土地改良区となり、地域施設の維持管理を行うとともに、大阪市と苅田土地改良区の間で道路整備の促進に協力してまいりました。

このたび耕地整理事業から始まり60余年に及んだ土地改良事業が終了することとなり、大阪市苅田土地改良区を解散することとなりました。これを機会に地域社会のため、有意義に活用することを衆議のもとに地域社会づくりに寄与する目的として「財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団」を設立することといたしました。

この会館の有効なご利用につきましては、使用を企画される側、参加される側、使用いただく側の三者が一体になって相互に理解し、地域のみなさまの方々のご協力をいただくことのみに止まらず、福祉と文化向上の場として暖かいコミュニティづくりに取り組みをする努力が大切であると痛感しているところでございます。

この会館が良好な地域のコミュニティの形成と地域社会の発展に寄与することを切望し、最後になりましたがこのたびの事業推進に対しまして深いご理解とご協力を賜りました地元関係の皆様方並びにご指導ご助言いただきました、府ご当局をはじめ関係機関の方々さらには工事の完成にご努力いただきました工事関係の方々に対しまして、衷心から感謝を申しあげまして、はなはだ簡単ではございますが竣工式のごあいさつといたします。ありがとうございました。

理事長挨拶のあと、来賓祝辞、祝電披露、感謝状・記念品贈呈等が続き、乾杯、アトラクションがくりひろげられるなか祝宴に入りて歓談、そして午後1時、万歳三唱と拍手のうちに、歴史的な竣工式典と閉幕した。

(2) 古代の池と屯倉

住吉区苅田地区は、大阪市域最南端に位置し、北は長居東地区をへだてて長居公園、

南は大和川、西は地下を市営高速鉄道が走るあびこ筋（都市計画道路天王寺吾彦線）、東は東住吉区南矢田地区に接している。

苅田地域は歴史的にきわめて古く、『日本書記』崇神天皇62年の条に「池溝を開き、以て民業を寛

げ、冬十月、依網池を造る」とあり、同じく仁徳天皇43年（4世紀）9月の条に、「^{よさみみやけ}依網屯倉」の記録が見え、「依網には皇室領である屯倉があったことが知られる。さきの崇神記の記事を考えあわせると、朝廷の力で開墾が進められ、屯倉とされたものと想像することができよう」（山崎隆三『依羅郷土史』）といわれている。

また、この地域に有力な勢力を持つ豪族・依網吾彦男垂見が、神功皇后の新羅征伐の時、航海の安全、武運長久を祈る祭神を命じられた説話が『日本書紀』仲哀天皇9年9月の条に見え、当地はその大依羅神社の祭神の子孫依羅氏が勢力を張った地としてもよく知られている。



大依羅神社

(3) 新大和川開削と依網池

当地区は、古来、農地として開発されたが、その農業用水は、狭山池と西除川に連絡する狭山水系の依羅池から取水していた。中世の依網池についてはほとんど記録が残っていないので詳細は不明であるが、近世初頭以後は、池の維持管理をめぐる村々の協定や、水利をめぐる近隣村落との水争いの記録が多数残されている。また豪雨のたびに大和川流域の洪水が発生し、広大な河内一帯の農地が浸水して農産物に多大の被害が生じ、農民の苦難が耐えなかった。

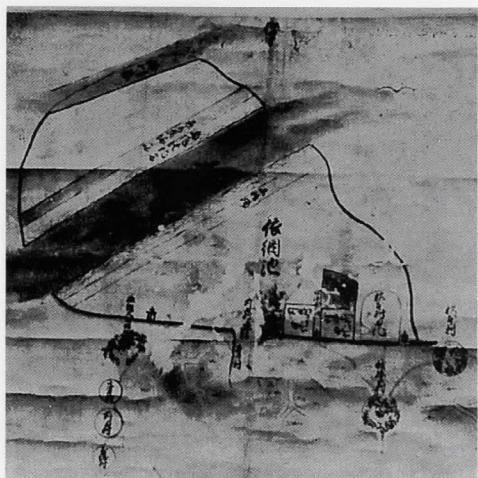
そうしたなかで、宝永元年（1704）、大和川の付替工事が行われた。それまで北流していた川筋を、大和川と石川との合流点柏原付近からまっすぐ西へ流路を変更し、当地区南部を横切って大阪湾（堺）に新川を開削する大工事であった。新大和川の河床となった耕地は274町6反（約272ha）におよび、依網池は、それまでの3分の1、3万1,700坪（約10.5ha。宝永6年「よさみ池普請絵図」）に縮小された。

平成8年3月刊の『住吉区史』は次のように記している。

依網池は末(味)右衛門(みよも)池とも呼ばれ、我孫子・苅田・庭井・前堀四カ村の立会(共同管理)の溜池であった。親池である狭山池からの「うつし池」として、古代から地域の用水確保に重要な役割を果たしていた。……この工事(大和川付替)によって、庭井・我孫子・杉本・山之内・苅田の各村は耕地の減少や依網池の縮小、狭山池からの用水の途絶など水利事情も変化して、農業にも農民の生活にも大きな影響が出た。(『住吉区史』)

(4) 池床の分割と大正期までの経過

依網池は、もとは苅田・庭井・我孫子・前堀・杉本のほか、南部の各村落も池水を引く「水掛」であったが、大和川付替え後の宝永2年には、前記5カ村の共同管理に変わり、さらに水争いなどの経過のなかで享保8年(1723)には我孫子村が池水利用から離れ、享保15年(1730)には、残る苅田・庭井・前堀・杉本の4カ村が、村高に応じて分割された。この時の苅田村の分割高は、3町5反1畝4歩(約3.5ha)であった。



大和川依網池貫通図

もともと大和川は水量も少なく、川床が低いため、付替工事にともなう入樋もあり役にたたず、このため旱魃のときには、大正初年頃まで大和川の瀬割をして川中と堤防上に踏車を並べこれで水をかき入れ、この労力費に多くの失費をよぎなくされていた。

従ってこの対策として、明治40年頃に蒸気機関付のポンプを購入し、大正8年には50馬力のモーターに付替え、何れも当時として画期的な事業を村を上げて取り組んでいる。(『住吉区苅田地区の沿革』)

(5) 第2次市域拡張で市域編入

明治22年4月1日、市制町村制が施行され、市街地4区15.27km²をもって大阪市制が発足、苅田村は、住吉郡(明治29年東成郡)依羅村大字苅田となった。すなわち、それまでの苅田・庭井・我孫子・前堀・寺岡・堀・杉本・杉本新田・山之内の9カ村

が依羅村に所属し、それまでの村が大字になったわけである。

明治30年4月1日、大阪市は、市勢の発展に伴って、第1次市域拡張を実施して、面積をそれまでの3倍半におよぶ55.67km²とし、さらに大正14年4月1日、爆発的な産業経済の発展と人口増加に対応して第2次市域拡張を実施、面積181.68km²、人口約211万人の大大阪が実現した。東成郡・西成郡全域を市域に編入したもので、北は淀川北岸の神崎川まで、南は大和川までが大阪市となり、依羅村大字苅田は、大阪市住吉区苅田町となった。

旧 村 大 字 名

東成郡依羅村大字苅田

新 町 名

住吉区苅田町

〃 〃 庭井

〃 庭井町

〃 〃 我孫子町

〃 我孫子町

〃 〃 山之内

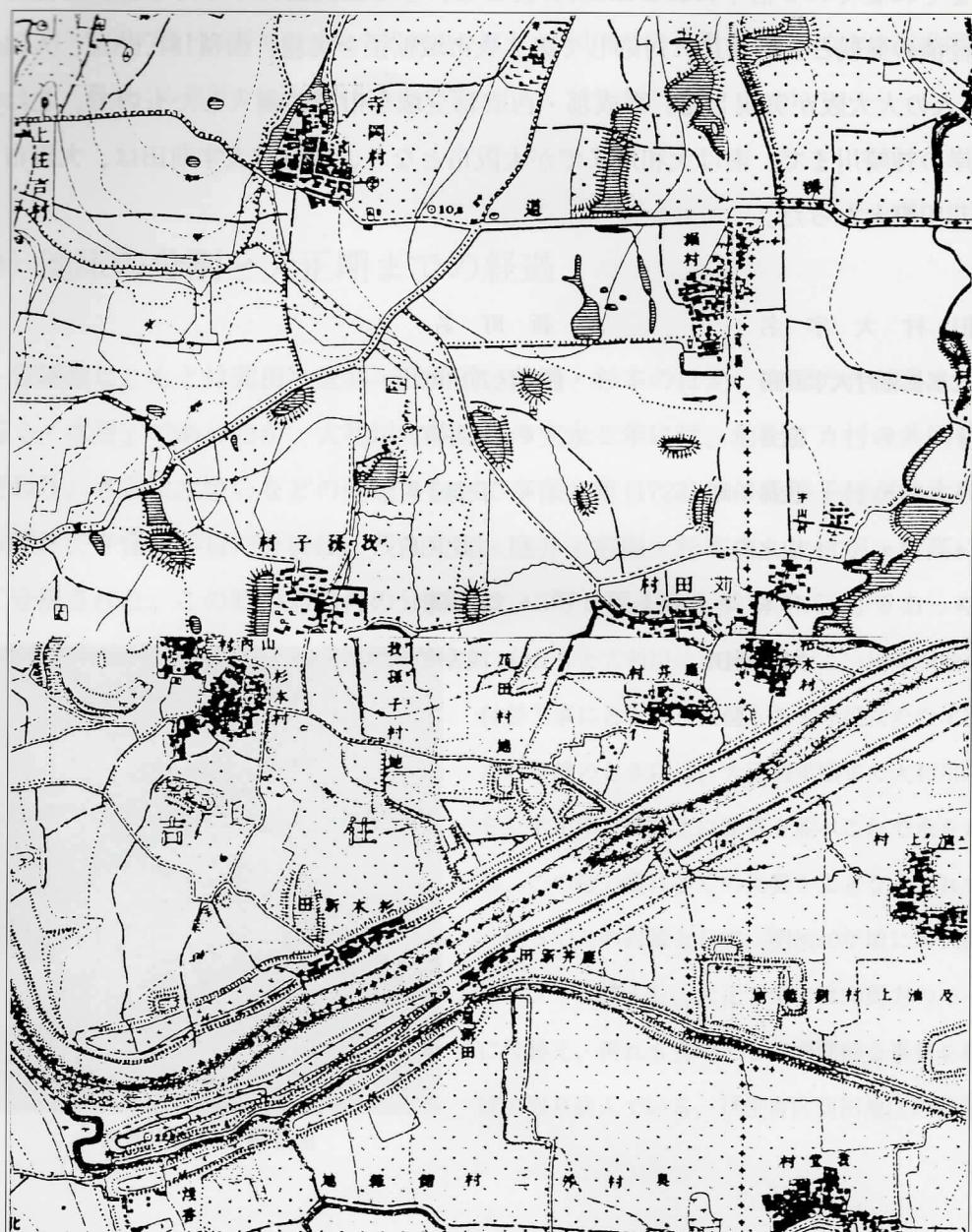
〃 山之内町

〃 〃 杉本

〃 杉本町

〃 〃 杉本新田

〃 浅香町



明治中期の苅田村付近（陸地測量部大阪地図）

明治22年3月1日、布施町村制が施行され、市野地4区55,273畝をもって大阪市制が誕生。布施村は、在方郡（明治4年東成郡）加賀村大字初田となつた。すなわち、それまでの初田・通井・政子・前原・宇都・櫻・松本・森本新田・山之内の各字村



第2次市域拡張図（苅田村は依羅村に合併）

第2章 薩田耕地整理組合

(1) 耕地整理と土地区画整理

大正14年の第2次市域拡張は、工場・住宅・商業施設の激増に対応すると同時に、将来さらに拡大するであろう市街地を予測して、既成市街地周辺の農地を市域に編入し、土地区画整理等により、先行的に道路・下水道・公園の公共施設を整備しながら、健全な宅地を造成する目的を持っていた。

現住吉区域においては、すでに南海電鉄本線（明治18年）、同高野線（明治31年）、阪堺電気軌道上町線（明治35年）、同阪堺線（明治45年）がそれぞれ開通して駅周辺を中心に住宅・商業地域を形成し、市街地化の波が北部の都心部から南部の新市域に潮のように寄せてきた。

現住吉区域においては、こうした農地の宅地化が進行するなかで、明治44年～昭和6年までに耕地整理組合が5組合、昭和3～10年までに土地区画整理組合が8組合設立されている。耕地整理事業は、農地の改良による農産物の増産を目的とし、土地区画整理事業は、適切な道路・公園を備えた健全な宅地造成が目的であるが、耕地整理のなかには、宅地化を予測しながら事業に着手した組合が相当数あり、大正期から昭和期に移る前後の周辺地域の複雑な状況がその後の事業に反映することになった。

耕地整理組合の概要

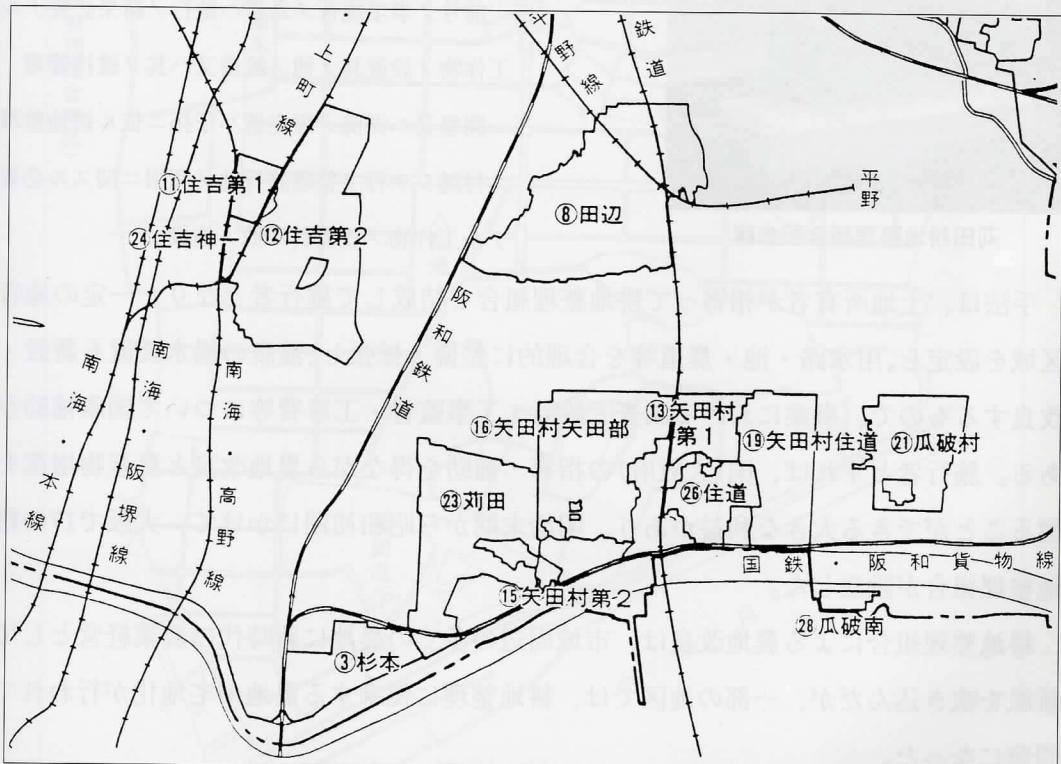
名 称	設 立	換地処分	面 積	組 合 員
杉 本	明44. 7 . 1	昭 6 . 12 . 9	ha 67.16	人 100
住 吉 第 1	45. 6 . 11	3 . 11 . 26	14.37	28
住 吉 神 一	大14. 4 . 27	3 . 1 . 12	4.80	不詳
住 吉 第 2	14. 5 . 4	13. 7 . 22	106.85	400
苅 田	昭 6 . 7 . 4	13. 7 . 22	84.83	166

備考：「大阪市の区画整理」より作成

土地区画整理組合事業概要

組合名	総面積	整理前公共用地			整理後公共用地			設立認可	解散
		道路	公園	水路その他	道路	公園	水路その他		
西田辺	千坪 135	坪 2,387	坪 0	坪 887	坪 24,551	坪 7,606	坪 0	昭 4.10.10	昭 31.12.5
墨江第1	38	1,585	0	342	8,663	924	0	3.5.25	16.7.22
墨江第2	66	1,876	0	713	12,976	1,904	28	3.8.8	18.10.20
西長居	58	1,423	0	119	12,254	1,729	0	3.12.17	24.11.1
墨江第3	49	1,669	0	418	10,202	1,179	0	5.3.27	12.7.20
我孫子	240	8,070	0	7,300	55,176	5,867	26	8.11.17	26.12.10
花里	68	2,236	0	818	16,003	1,946	123	10.3.23	26.12.1
商大付近	230	8,336	0	3,093	50,268	10,632	0	10.12.13	20.8.14
計	884	27,582	0	13,690	190,063	31,787	177		

備考：西田辺組合は一部阿倍野区。「大阪市土地区画整理組合事業一覧表」



耕地整理地区位置図（『大阪市の区画整理』）

(2) 荏田耕地整理組合設立

昭和6年3月24日、荏田耕地整理組合設立の認可(大阪府)を得、同年7月4日同組合が発足した。当時の住吉区は、市域南部の大和川北岸一帯の3,419haで荏田耕地整理組合地区はその中央部の農地84.83ha、組合員は166人であった。

耕地整理法は、明治32年に制定、同42年に改正されているが、本来は、ドイツにおける農地改良制度の考え方を取り入れた農業の近代化を推進する法制度で農耕地の質の向上、耕地面積の拡大等を目的としており、その第1条に次のように定められている。



荏田耕地整理組合記念碑

第一条 本法ニ於テ耕地整理ト称スルハ土地ノ農業上
ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本法ニ依リ左ノ各
号ノ一ニ該当スル事項ヲ行フヲ言フ

一 土地ノ交換、分合、開墾、地目変換其ノ他区
画形質ノ変更、湖海ノ埋立、干拓若ハ道路、堤塘、
畦畔、溝渠、溜池等ノ変更廃置又ハ之ニ伴フ灌
溉排水ニ関スル設備若ハ工事

二 前号ノ事項施行ノ為若ハ施行ノ結果必要ナル
工作物ノ設置其ノ他ノ設備又ハ其ノ維持管理

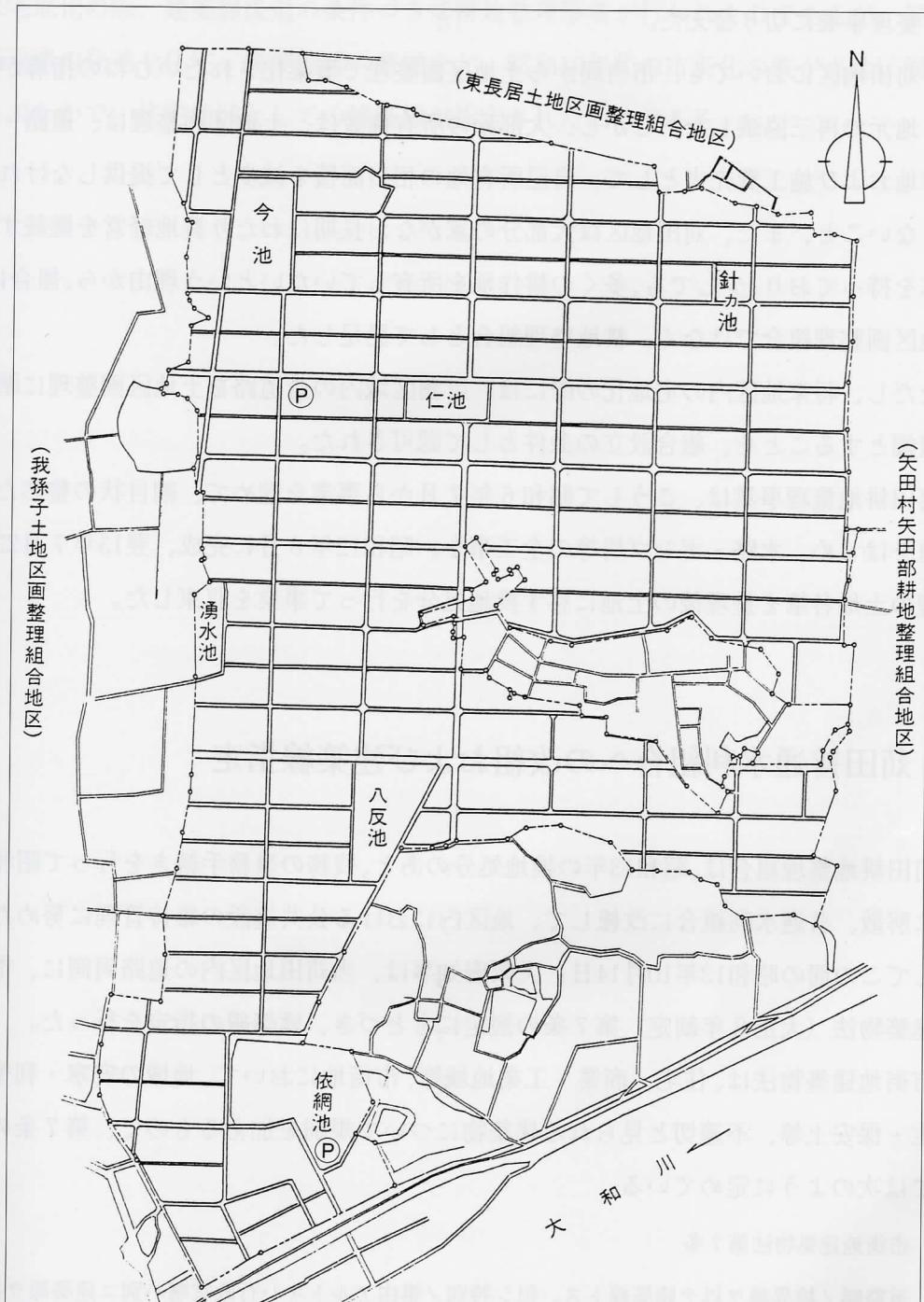
三 開墾又ハ湖海ノ埋立若ハ干拓ニ依ル耕地整理
ニ付隨シテ行フ整理施行地ノ利用ニ関スル必要
ナル工作物ノ設置其ノ他ノ施設

手法は、土地所有者が相寄って耕地整理組合を結成して施行者となり、一定の施行区域を設定し、用水路・池・農道等を合理的に整備・拡張し、灌溉の揚水装置も新設・改良するもので、事業における調査・設計・工事監督・工事費等について国庫補助がある。施行者とすれば、国(大阪府)の指導・補助を得ながら農地改良と農産物増産を図ることができる大きな利益があり、明治末期から昭和初期にかけて、大阪で17の耕地整理組合が設立した。

耕地整理組合による農地改良は、市域周辺の多くの農地に新時代の農業経営として新風を吹き込んだが、一部の地区では、耕地整理に便乗する農地の宅地化が行われて問題になった。

すなわち、農業経営よりはるかに大きな利益となる地貸し・建売業などが耕地整理

地区で盛んに行われたが、耕地整理の内の道路はあくまで幅の狭い農道で市街地の道路としては不十分であり、かつ公園も整備されないなど、そのまま宅地として利用するには、きわめて不十分であった。



苅田土地改良区設計図（『大阪市の区画整理』）

(3) 宅地化時点の道路整備を条件に

苅田耕地整理組合が設立された当時、大阪市は、将来の市街地拡大を予測して土地区画整理施行への指導を強化しており、平野地区では、耕地整理計画を変更して土地区画整理事業に切り替えた。

当苅田地区においても、市当局から土地区画整理で事業化されたいむねの指導があり、地元で再三協議した。しかし、大部分の所有権者は、土地区画整理は、道路・公園用地および施工費充当として、自己所有地の相当面積を減歩として提供しなければならないこと、また、苅田地区は大部分の家がなお長期にわたり農地経営を継続する意志を持っており、少しでも、多くの耕作地を所有していたいという理由から、組合は、土地区画整理組合ではなく、耕地整理組合として発足した。

ただし、将来地区内の宅地化の際には、計画区域内の全道路を土地区画整理に準じた道幅とすることを、組合設立の条件として認可された。

苅田耕地整理事業は、こうして昭和6年7月から事業を進めて、網目状の整然たる農道をはじめ、水路・ポンプ場等の全工事を、昭和12年8月に完成、翌13年7月22日、整理の土地各筆を整理後の土地に移す換地処分を行って事業を収束した。

(4) 苅田普通水利組合への改組および建築線指定

苅田耕地整理組合は、昭和13年の換地処分のあと、残務の事務手続きを行って昭和15年に解散、普通水利組合に改組して、地区内における公共施設の維持管理に努めた。そしてこの間の昭和13年10月14日、大阪府知事は、当苅田地区内の道路両側に、市街地建築物法（大正8年制定）第7条の規定にもとづき、建築線の指定を行った。

市街地建築物法は、住宅・商業・工業地域等、市街地において、地域の安寧・利便・衛生・保安上等、不適切と見られる建築物について規制を加えるもので、第7条の条文では次のように定めている。

市街地建築物法第7条

道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス。但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

すなわち、住宅・商業等、建築物の前面は道路幅がその境界線であるが、健全な市街地造成を目的に道路の拡幅を行うなど、行政上の理由により改めて建築線を定めることができる、という定めである。

将来の市街化を予測して土地区画整理の指導が進められるなかで、当地区では、将来宅地化の際、建築線後退の条件づきで耕地整理事業が行われたのであるが、都市計画道路の発達や住宅・商業施設の激増など、昭和10年代の市街化の波が当地区周辺に及ぶなかで、住宅地域としての建築線が指定されたわけである。

このため当地域の開拓は、既に計画的に進んでおり、市街化が進むにつれて、建築線を後退させるなどして、この区域は、現在、既存の市街地と比べて、まだ開拓段階にある。したがって、この区域は、市街化の進行とともに、徐々に開拓され、また、既存の市街地とは、市街化の程度によって、開拓度合が異なることになる。そこで、この区域は、市街化の進行とともに、徐々に開拓され、また、既存の市街地とは、市街化の程度によって、開拓度合が異なることになる。そこで、この区域は、市街化の進行とともに、徐々に開拓され、また、既存の市街地とは、市街化の程度によって、開拓度合が異なることになる。

開拓段階	開拓率	開拓地目	開拓方法	開拓時期	開拓実績	開拓率	開拓地目	開拓方法	開拓時期	開拓実績
段階I	1%	新規開拓地	手作業による手植え	昭和23年(1948)	開拓実績なし	段階II	新規開拓地	機械化による手植え	昭和26年(1951)	開拓実績なし
段階III	5%	既存開拓地	機械化による手植え	昭和27年(1952)	開拓実績なし	段階IV	既存開拓地	機械化による手植え	昭和28年(1953)	開拓実績なし

以上のように、これによつて、開拓区域は、市街化段階によって、開拓率が段階的に、また、開拓地目も、開拓段階によって、開拓方法も、開拓時期も、開拓実績も、それぞれ異なつて、これが、開拓区域の開拓度合といつて、あるべきものとみなされなければならない。すなわち、開拓段階による開拓度合は、開拓率、開拓地目、開拓方法、開拓時期、開拓実績の5つの要素から構成される。

このように、開拓段階による開拓度合は、開拓率、開拓地目、開拓方法、開拓時期、開拓実績の5つの要素から構成される。しかし、最近の開拓地が以前の開拓地に対する開拓率を基準として、開拓率が低く、開拓地目が複数ある場合、開拓方法が複数ある場合、開拓時期が複数ある場合、開拓実績が複数ある場合など、開拓段階による開拓度合は、開拓率、開拓地目、開拓方法、開拓時期、開拓実績の5つの要素から構成される。

第3章 莖田土地改良区

(1) 莖田土地改良区へ改組

昭和16年12月に太平洋戦争が勃発、3年8カ月の激戦を経て昭和20年8月15日終戦となり、当地区にも平和が訪れた。

戦後民主化時代のもっとも大きな改革とされる農地改革は、旧来の地主・小作の農業形態を実耕作者中心の農業に変革するものであったが、同時にそれまでの土地所有者主体の普通水利組合を、耕作者を土地改良事業に参加させる土地改良法制定（昭和24年6月制定・8月施行）により、土地改良区に改組されることになった。

昭和25年5月8日、従来の苅田普通水利組合は苅田土地改良区となり、地域内道路および灌漑施設の維持管理を引き継ぎ再発足した。当時の住吉区内の土地改良区は3地区で、その概要は次のとおりである。

土地改良区概要

名 称	受 益 面 積	組 合 員	設立年月日
苅 田	67町 (66.3ha)	212人	昭和25. 5. 8
杉 本	13町 (12.9ha)	66人	昭和25. 4. 19
庭 井	10町 (10.0ha)	37人	昭和25. 6. 20

備考：昭和31年3月末現在。（『大阪市農業誌』）

(2) 土地改良区初期の経過

苅田土地改良区における戦後の地域概況、ならびに発足初期の経過について『大阪市農業誌』(昭和35年10月発行)は次のように記している。

……この地区は市内の農地が一般的に低地帯にあって排水不良となっているところが多いのに比して、土地条件の恵まれた台地状の地形にあることである。

この地区のかんがい水源は大和川にとり、ポンプ揚水によって地区内の依羅池はじめ計6カ所の溜池に貯水して渴水期に備えている。大和川は農家の間では、ケツネ川(狐川)とも呼ばれ、遠く吉野の山奥に降った雨が亀の瀬から急な流れとなって走り下り、短時間に思わぬ増水をみて、驚かされることがあり、逆に一晩にして水位が激減してアテにしていた用水の取入れに支障を来すことがあると云う工合に何とも狐につままれたような気持にされることからこの名があり、急激な出水の時はしばしば堤防は破損し、沿岸水利施設は損傷をうけたことが多かった。

このため苅田地区でも25年9月のジェーン台風による水害で排水樋管が侵蝕し、堤防内法の崩潰が甚だしいので工事費72万円をもって堤敷暗渠の代替え、内法先の制水門の設置など完全な復旧を行った。また27年の水害では高水敷中に延長95mの排水路工事を行い、堤塘敷(いわゆる“流作”民有農地)の荒廃防止と地区内排水の円滑な疎通を図った。

この改良区は早くから積極的に各種土地改良事業を行っていたが、昭和初期の耕地整理事業の結果、道路網は整備されていたが、用排水路系統に幾分未整備の部分があるため水路・溜池の改修に力を注いだ。夏季、河水の取入量が多くを期待出来ないので溜池の利用回転率は低く、貯水能力の増加を必要とするため、25年には仁池の拡張、床掘、28・29両年にわたって大和川床止対策事業として依羅池・八反池・仁池を大規模にブルドーザー等の土木機械を使用して掘り下げた。これによって渴水期の水不足に苦しむ心配は全くなくなった。現に30年より毎年例年ない寡少雨量の夏を繰返しているが、かんばつの被害は全くうけていない有様である。さらに31年9月には北部地区の水源である今池が漏水して無駄が多いため、代わりにさく井を行つて用水を安全確実に水の伸びの悪い地区へ送水することとなった。

このほか依羅池の堤防内法をコンクリート擁壁で護岸工事を行い、地区内排水を用水と分離して大和川に落すために依羅池堤防内にヒューム管を通して専用排水路を造った。

また地区内各所で小規模土地改良事業・災害復旧事業を数多く施工し、市内では最も整備された地域とした。しかし最近住宅団地が出来て宅地排水による弊害が生じて、市街地への遷移過程に起る矛盾がここにもあらわれてきた。



昭和36年の苅田地区付近（『依羅郷土史』より）



依 罗 池

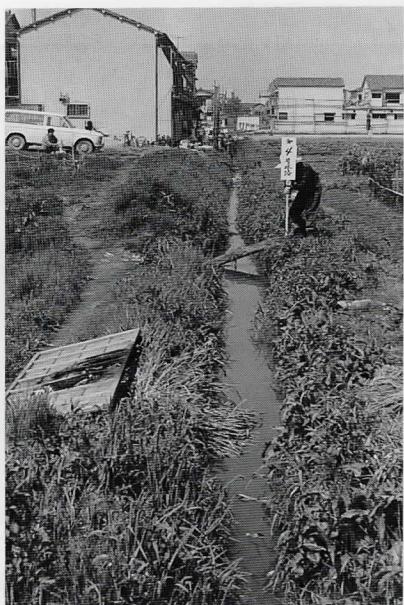


整理前の現況

(3) 建築線後退で問題続出

当地区内の道路管理については、農業地域として農産物が栽培されている間は、耕地整理によって造成された道幅でも問題はなく経過したが、戦後昭和30年代以降の公営・民間住宅団地の建設、学校新設、市バス路線の整備、そして昭和35年7月1日に市営地下鉄があびこまで開通するなど、急速に市街地が進行してくると、予測されたように大きな問題が生じた。

すなわち、当地区には、昭和6年に、宅地化の際には土地区画整理に準じた道路整備を条件として耕地整理事業が認可され、昭和13年には建築後退線指定が行われていることに加えて、地価が比較的安く、農地の宅地化がとくに急激に進んだ。しかし、地区内の新しい土地所有者のなかには、こうした農地時代の旧道から、宅地に準じた新しい建築線に後退しなければならないことを知らない人が多く、旧農道幅員のまま



整理前の現況

分を休耕することで合意した。

なお、これら測量・分筆・道路拡幅部分の盛土等の費用は、池など土地改良区の財産の一部を処分して充当した。

自己所有の宅地とし、住宅を建設するケースが続出した。

そこで当土地改良区では、農地転用許可申請に付す同意書交付に当たり、転用者は道路明示を受けるとともに、指定されている建築線まで後退して建築を行うべきことを伝えて建築線内の空地の確保につとめた。そして昭和36年4月の当土地改良区の総会において、関係土地を測量・分筆のうえ、建築線と農道敷との間の土地を、大阪市に無償譲渡することについて全員の同意を得て決議、さらに翌37年12月末日をもって、将来に、宅地の道路となるべき線まで後退して、該当する農地部

(4) 道路改良工事へ諸問題克服

苅田土地改良区事業は、昭和30年代から40年代にかけて、大和川の引水会所改修に伴う関連施設の維持管理、地下鉄建設工事に伴う井戸水渴水対策（交通局代替井戸掘削）、残存農地への用排水施設維持管理、学校・公園・医療施設・住宅用地へ、依羅池・八反池・湧水池・仁池・今池・針ヶ池など、地区内財産の売却処分または寄付等、関係当局との接衝に追われるほか、昭和42年から地区内各所で農道境界整備工事、43年から水路改修工事が本格的に着手されて、業務は多忙をきわめることになった。

ことに建築線後退については、改良区総会で合意決議したもの、大阪市による道路拡幅工事に際しては、なお、土地無償使用承諾書取得業務および抵触物件の処理方法、物件補償の進め方をどう進めるかの問題があり、市の道路担当部局との協議を重ねた。そして昭和46年6月には、土地無償使用承諾書取得業務については市が行い、建築線後退部分の私有地にかかる物件補償については改良区負担とすることで合意し、

昭和52年10月5日付で市との間で覚書を交わした。また、翌53年3月8日には、道路後退線の寄付業務推進のため、当改良区に道路整備委員会を設置して円滑な道路整備進捗をめざした。

また、昭和54年には、道路敷の寄付についてビラを作成配付、60年2月には当改良区と土木局(現建設局)南工営所との間で事業促進を議題に懇談会開催、同年6月には「苅田地区の町造りに協力お願い」のビラを作成配付、61年4月には、当改良区役員および苅田連合町会長等地域代表とともに市に事業促進の陳情を行った。



測量



道路整備工事



道路・水路整備工事



水路改修管布設工事



水路改修管布設工事



人孔築造工事



集水桿枝管取付工事

(5) 土地改良区解散へ

平成6年3月7日、苅田土地改良区は、第43回通常総会並びに解散総会を開催、平成4年度の事業報告・収支決算報告、平成5年度の中間収支決算報告等を行ったあと、次のように第5号議案「大阪市苅田土地改良区の解散について」を提案、審議した。

当改良区は、溜池並びに用水施設の維持管理を行い、貯水量の確保並びに用水配分の平等合理化を図り、地域農業生産の安定合理化を目的として昭和25年5月、苅田普通水利組合から組織変更をもって設立しました。しかし、その後の経済のめざましい発展により急速に都市化が進み、地区内農地も大幅に減少しました。加えて今回の生産緑地法の改正と農地税制の改正に伴い都市化が一層加速することとなりました。ついては、当改良区設立の意義も根底から搖らぎ、事業を継続する必要性が乏しく、改良区を存続する必要性も認められなくなりましたので解散するものであります。尚、清算結了は、平成7年度を目標とします。

昭和25年、まだ広大な農地が広がっていた当地区は、45年の歳月を経て完全に市街化し、地下鉄あびこ駅付近には中高層ビルや商業施設が建ち並び、北部には東長居第2住宅団地、中央部東には苅田北団地、南西部には苅田団地の公営住宅が建設されて、文字どおりにぎわいのある苅田の街として甦った。苅田土地改良区は、幾多の困難を克服して、ここに解散の時期を迎えたのである。

苅田土地改良区の解散に際しては、新たに財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団を設立するとともに、さく井施設の維持管理等の残る一部業務については苅田水利組合へ移管することになった。

これに伴って、苅田土地改良区の所有する土地三筆（固定資産）1,402m²と流動資産は、財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団へ寄付、さく井施設(16カ所)は苅田水利組合へ移管することにした。

田相興延トモニエラ口念瑞良苑歎土田萩 一章ト葉

—昭和55年ごろの苅田地区—



苅田 5 丁目付近



苅田 3 丁目付近



苅田 7 丁目付近



苅田 10 丁目付近

第4章 莢田土地改良記念コミュニティ振興財団

(1) (財) 莢田土地改良記念コミュニティ振興財団設立

平成6年3月の第43回通常総会決議にしたがって、同年8月23日 莢田土地改良区の解散認可申請を行い、9月7日認可を得、清算事務を進めるとともに、9月14日には財団法人 莢田土地改良記念コミュニティ振興財団設立認可申請を行い、9月30日にその認可を得た。これに伴って新財団の拠点施設である 莢田土地改良記念会館の建設に着手、平成8年2月20日に竣工した。

建設地は、 莢田9丁目42-20の 莢田南公園隣接地。建物規模は、鉄筋コンクリート地上3階(一部4階)で、地域集会施設として重厚かつ気品に満ちた風格を持っており、設計概要は次のとおりである。

敷地面積 1,081.470 m²

構造規模 R C造 地上3階一部4階 軒高15.60 m

最高19.85 m

建築面積 681.91m²

各階床面積 1階 579.492m² 管理事務室・応接室

2階 570.642m² 会議室(5室)・和室(2室)

3階 632.450m² 多目的ホール・ロビー・楽屋

4階 232.379m² 各種調整室・映写室・機械室

P H階 7.245m²

延床面積 2,022.208m²

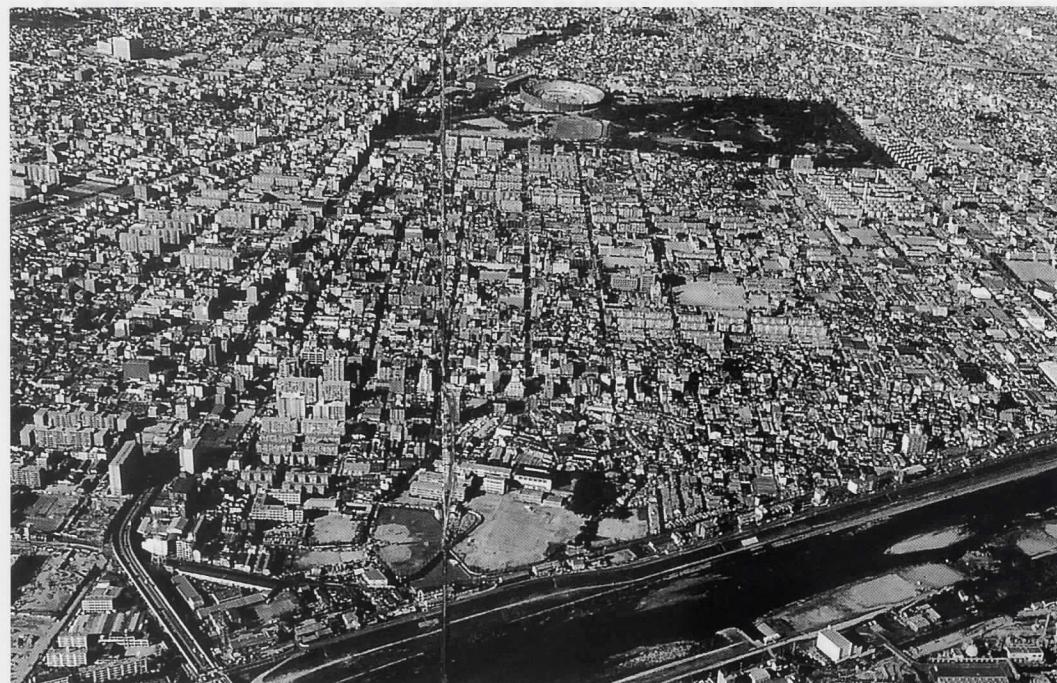
—平成 6～8 年の苅田地区付近—



苅田 3 丁目付近



苅田 4 丁目付近



苅田地区付近全景

(2) 新しい街づくりへ大きな役割

苅田土地改良記念会館竣工式は、早春の3月22日午前11時から、会館3階ホールで開幕した。天野一・大阪市会議員、桐山義輝・住吉区長をはじめ、市会、大阪市関係部局代表、地域各種団体役員と、これらの人々を迎える苅田土地改良区歴代役員、苅田土地改良記念コミュニティ振興財団役員等、出席者は百数十人におよんだ。

開式の辞のあと、辻川昭一・苅田土地改良記念コミュニティ振興財団理事長は、本誌冒頭に掲げたとおり、「良好な地域コミュニティの形成と、明るく住みよい地域社会づくりに寄与する目的に欠かすことのできない事業として取組み、会館の完成を見ることができました」とその喜びを語り、次いで天野一・大阪市会議員は、来賓祝辞としてあらまし次のように挨拶した。

戦後45年の歴史を踏まえて、苅田土地改良区が発展的に解消し、新しい苅田土地改良記念コミュニティ振興財団を設立され、さらにこのような立派な記念会館を建設されたことを心からお喜び申しあげる。この大事業を成し遂げることができたのは、土地改良区の大英断と、これを支援した大阪市の担当部局、ならびに地域連合会の協力のたまものであり、この素晴らしい力の結集と成果に感慨無量の思いである。新財団では、辻川理事長を中心に、地域のコミュニティづくりを大いに盛りにあげていただけることを確信しており、今後のご活躍を心から祈念する次第である。

続いて、桐山義輝・住吉区長は、次のように祝辞を贈った。

苅田土地改良記念会館の竣工は、苅田地域ではもちろん、住吉区としても快挙であり、大きな誇りである。苅田土地改良区は戦後昭和25年に設立されて以来、組合事業を通して苅田地域の生活文化、環境整備、社会福祉活動に大きな足跡を残されたが、この理念を継承する苅田土地改良記念コミュニティ振興財団設立は、文字どおり苅田地域のコミュニティづくりに新風を吹き込むもので心強い。平成7年は住吉区の区制発足70周年の節目にあたり、明るいコミュニティづくりに、積極的な活動を展開しているところであるが、その拠点施設ともいべき記念会館の竣工は、新しい街づくりに威力を発揮するもので、住吉区民を代表して心から感謝申しあげる。新財団の役員の方々と関係者の皆さんのお祝いをして、祝辞の結びとした。

苅田土地改良記念コミュニティ振興財団は、昭和前期の農地の近代化整備、戦後に
おける農業施設の維持管理、市街化進行のなかで建築後退線指定にもとづく道路改良
工事推進という歴史的過程を踏まえて、苅田地域のコミュニティ推進へ大きな役割を
荷うことになった。この間組織名称は、苅田耕地整理組合、苅田普通水利組合、苅田
土地改良区、(財)苅田土地改良記念コミュニティ振興財団と再三変更したが、その歩み
は、大阪市の歴史をそのまま現したものであり、21世紀の明日へ向けての新しい道を
示しているといえそうである。

座談会・苅田土地改良区の思い出と明日を語る

一出席者一

大阪市経済局 参事 福田 武氏

農業指導係長 山口 隆義氏(司会)

主査 本永鉄也氏

苅田土地改良区 理事長 西村武次氏

理事 辻川昭一氏

西村汪一氏

辻川薰氏

田中正男氏

日時・平成8年3月26日

場所・苅田土地改良記念会館

(1) 建築後退線合意で耕地整理認可と苦労絶えなかった組合役員

司会 それでは、苅田土地改良区の座談会を始めさせてもらいたいと思います。設立当時の苦労話など、数々あることだと思いますので西村武次さん、ひとつ発言のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

西村(武) この耕地整理事業のことについて、私の親父に聞いたんですが、うちの親父と村の5、6人で何回も何回も府庁へいって苅田で耕地整理事業をしたい旨、説明しても「今ごろそんな耕地整理やなんて時代遅れや」っていわれ「何遍行ったかてあかなんだ」って言うていました。しかし、東野修一郎さんという人のおかげで、あかんて言われた耕地整理事業を建築後退線というものを守りますということで認可してもらうたわけです。東野修一郎さんは依羅村の村長をしていた人です。

福田 耕地整理事業は条件つきだったのですか。

辻川(昭) そう、苅田の耕地整理事業は条件つきだったと聞いています。

西村(武) この条件つきで始めた耕地整理事業が後々大きな問題になりますが、その時はそんなこと誰にも解らなかつたと思います。何が何でも認可を取つて耕地整理事業をしなければという一念だったと思います。今から思うと。耕地整理事業の認可を取ってくれはつた東野さんはなかなか偉い人です。今日の苅田地区が整然とした街になったのも耕地整理事業のお陰だと思います。また、耕地整理事業をやつたためにこの記念会館の建物もできましたし。そこで、私は東野さんの功労に報いるため、村長さんの「胸像だけは頼みまっせ」って言うてこの人らにお願いしました。それで胸像が出来上がつたんです。

とにかく、その耕地整理事業が始まるとそれはもう、村の人たちはうちの親父に不足を毎



座談会風景

日言いに来てました。「おれのところの土地がええねん」って。「あんな土地やつたら、おれはいらん」。それはもう毎日、毎日でした。それで5、6人の役員は、毎晩、毎晩うちに遅くまで協議をしていました。うちの母親は、「お父さん、あんたはこんな役ばっかりして、仕事しゃへ

ん」って泣いていました。そやさかいに、私はこの役というものは大変やなといつも思っていました。

本永 そうですね。大変でしたね。



西村(武) 会館が建っている場所は八反池だったんですが、終戦後この八反池にまだ2町歩の水田に入れる水がありましたが、ある人が養魚をしたいというので貸したんです。それは無条件ということであったのを知っています。

辻川(昭) あれは何年の旱魃やったんかな。

西村(武) 氏

西村(武) あれな、終戦後です。それで、池にはまだ2町歩の水田をまかぬ水があったので、「これを水利の人がバーチカルポンプであげる」って言うてきましたので、うちの親父は「あげなはれ」って言うたんです。そしたら、そのことに対して養魚をやっている人から文句が出て大きな騒動になりました。組織の長という者は、いつも矢面へ立って大変な苦労があります。私かて、何遍あほらしい目におうたかわかりません。うちの親父は77歳で死ぬまでここの改良区の理事長を勤めしていました。私も、親父が死んでから30数年もの長い間、この人らにえらいお世話をになりながら一生懸命、理事長としてこの間までやらしてもらいました。

(2) 6カ所の池と維持管理

司会 要するに耕地整理組合が設立され、西村武次さんのお父さんの時代から大変なご苦労があったということですね。それから、昭和25年に普通水利組合から組織変更し、土地改良法に基づいて大阪市苅田土地改良区として大阪府の認可を得てスタートしたわけですが、それから以後も、例えば先ほど話の中にも出て来たんですが、旱魃とか風水害とかいろいろあって非常に苦労されている思うんですが。

田中 第1回の土地改良区の発会式が、あれは中山溪でやりました。

辻川(昭) そうですね、私も親父のかわりに行った覚えがあります。

田中 私も、その時は農業をしてまだ2年か3年やったと思いますが、親父の家へ入りまして百姓したことないのに天秤棒をかついで水かけをやったり、肥とりに行ったりいろんなことをしました。改良区の話が持ち上がったのが、中山溪やと思います。これが苅田土地改良区の第一歩です。

辻川(昭) 発会式は盛大に行われたことを覚えています。

田中 それからいろいろなことがありました。まだ水が足らん言うて、あれは今の苅田小学校のところに池を掘ったんです。これは改良区の組合員が全員使役に出て、トロッコを押したり、モッコをかついだりして。

辻川(昭) そうです、あの仁池の拡張をするために。

田中 池を掘ったわけです。

辻川(昭) そうですね、あれは、いわゆる大和川の上流の柏原のところで大堰が出来るんで。

田中 おおきな床止めの井堰ができたので、水不足があるということでため池を急遽掘ったんですけどね。

辻川(昭) そうですね、開削でやりましたな。

田中 そやからあの労働は、みんなの力でやったわけです。

辻川(薰) 仁池のときは大変やった。

本永 荏田土地改良区の区域には6つの池がありますね。

辻川(昭) ええ、6カ所ありますのかな。

西村(武) いや、もっとあったと思うんや。いや、もっとありますで。

本永 その当時の地図を持って来たんですけど、地図には依羅池と八反池、湧水池、仁池、針ガ池、今池の6カ所です。

西村(武) オクダ池もありましたけど。

辻川(昭) それは耕地整理する前と違うか。

西村(武) うん、オクダ池ってあってん。あれは放送局に売ったん違うかな。

辻川(昭) 耕地整理が完成した時点では今言わたった6カ所それだけです。



ジェーン台風で浸水した農地

西村(武) この記念会館が建っている場所は八反池と三反池というて、二つの池がよってたところです。今池っておまっか。

福田 今池、ありましたよ。

西村(武) いま鳥潟病院と、それから分譲マンションが建ってます。

本永 そうですね。

西村(武) あの池も、割方大きおましたな。

司会 特にジェーン台風や第2室戸台風のときの状況はどうでしたか。水路から水が溢れたり滯水したことはありませんでしたか。台風のときなど大和川の状況はどんなぐあいだったでしたか。

西村(武) ジェーン台風のときも第2室戸台風のときも大変でした。私の家から南の方は大和川の堤防まで水浸しました。その頃は苅田地区でもほとんどが田圃で米を作っていましたから。稲は風と水で収穫は余り無かったように思います。水路から水は溢れ、池の水は堤防を越すはで、それは大変でした。

辻川(昭) 水が引くのに何日ぐらいかかったやろう。2~3日はかかったと思うけどな。

西村(武) それぐらいはかかったと思うな。稲はほとんどが倒れ、刈り取りするのに随分時間がかかったな。今のように、機械化されていない時代だから。鎌で1株1株刈って、束ねて。

田中(正) 水はなかなか引けへんから一束が重かったように思いましたな。なかには、穂から芽が出てるのもあったのと違うか。

西村(武) あつたやろうな。芽が出てる稲は米にもならへんし。

辻川(薰) それに比べたら、今は楽や。

西村(汪) 伊勢湾台風のときはさほどでもなかったように思うけど、第2室戸台風のときは大変な被害やった。苅田地区も住宅が建ち始めた頃だったから。

西村(武) 家の瓦が飛んだり木が倒れたり、勿論、稲はペシャンコやったな。ポンプ小屋の瓦は飛ぶし、引き込みの電柱は倒れたりで、後始末が大変やった。

西村(汪) この時も3~4日水浸しやったと思います。稲を刈り取るのに随分苦労した記憶があります。

西村(武) 水路に色々なものが流れ込んで、これが流れを妨害しその掃除に何日もかかったと違うか。水路の法が崩れたり、ため池が漏水したりで大変やったと思います。

辻川(薰) 大和川の堤防でも漏水があったのと違うか。

西村(武) そのことがあって樋門の改修をやったと思うけどな。

辻川(昭) 大和川の堤防を断ち割って工事をしたことがあるけどそのときやったかな。

西村(武) 今のバス道辺りは随分な水浸しやったと思うわ。八反池や依羅池の水が溢れるわ。

西村(汪) あそこらはほとんどが田圃であったから大きな池が出来たように一面が水浸しでしたな。

福田 大和川の氾濫は記憶にないですか。

田中 戦前にはあったのかな。

辻川(昭) 大和川の氾濫はおまへんけど、大和川の水位が上がるよってに、この排水が大和川にはけないため滞水したことは時々おましたけどな。

司会 土地改良区になってからは。

西村(武) 荘田の地区では切れへんけど瓜破の方で切れたことがあるとおばあさんに聞きました。

辻川(薰) 瓜破やわ。それから芝や油上の方でも切れた。うちも2回ほど水がついたこと覚えています。



西村(武) 瓜破のあそこらが、川底より水田のほうが低うおましゃろ。あそこで切れたんですね。

本永 天井川ですからね。

辻川(薰) 氏

辻川(薰) あれは、ちょうど工事中で完成していなかったから。

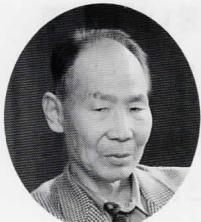
西村(武) 荘田地区は土地が高いです。莊田と平野と比べたら、3メートルの高低差があります。

本永 そんなにあるんですか。

西村(武) 一遍、見てみなはれ。東住吉区の畠からずっと東に行ったら、ずっと低うなってます。莊田地区と東住吉区とでは3メートル、向こうが低いので堤防が切れたかて、莊田地区に水はやってきません。

田中 そら、おっしゃるとおりです。この辺は水はつきません。鷹合もつきません。しかし、駒川から中野にかけて、あれからずっと駒川筋がいつでも、少しの雨でつかります。

西村(汪) 地下鉄が来るまでは、西も低い土地やったから水は西へも流れ、東へも流れるので莊田地区は水の浸からない所です。



田中 やっぱり上町台地の関係があって、この辺が一番高いと思います。したがって、田や畠の水は大和川の水をポンプアップして苅田地区に入れるということになるわけです。これは、矢田も一緒ですね。

田中氏

(3) 農業用水路改修の苦心

司会 灌溉用の池が、先程 6 カ所あったと聞いたんですが、それに対して農業用水路も随分あったと思うんです。農業用水路の改修工事とか暗渠工事など苅田土地改良区でやって来られたと思いますので、その辺の話はどうですか。辻川昭一さん。

辻川(昭) そうですね。あれは何年ごろでしたかね。苅田 9 丁目付近にぼつぼつ府営住宅が建つようになって、耕地整理で作っていただいた用排水路に家庭汚水が流れるようになってだんだん水が悪うなりましたね。それに伴うて、依羅池の中へ、あれは内径いくらぐらいやったかな、大きな管を布設して。

西村(武) 暗渠ですわ。4 尺か 5 尺ぐらいの大きな管を入れて。

本永 たしか昭和42年当時ですね。

辻川(昭) 42年ごろでしたかね、工事をやってもうたことがあります。それで、暗渠工事をやった上で、大和川に大きな樋門をつくりました。それも、何年か後に撤去しました。



苅田排水樋門

本永 それは排水樋門ですか用水樋門ですか、どっちでしたかな。

辻川(昭) 主に排水ですわな。

本永 そうですか、それでしたら下流にあった樋門ですね。

辻川(昭) 今言うた、これができるまでは、梅雨どきやあるいは台風の時期に、田圃や畠はよく浸水したことがありましたけどな。

司会 市からも事業に対する助成とか補助金はありましたか。

本永 市の単独補助事業としてやりましたから補助金は出ていると思います。

田中 この工事は農家がやったんか。

辻川(昭) いや、違う。これは業者ですよ。

田中 これは業者にやってもらつたんでしたな。

辻川(昭) 依羅池の西の堤をぐるっと回つてした水路工事は我々も工事には出ましたな。

田中 1回目のときもしたやろ。

辻川(昭) ええ、依羅池をぐるっと回つてね。

西村(汪) 現在の苅田南小学校の南から西にかけて。

辻川(昭) 我々、使役というのかな、これをずっとヒューム管を入れて、大分前の話になりますかな。

西村(汪) そのときはトロッコを押したりなんかしてやりましたな。

辻川(昭) これも、あんまり大きな管やなかったね。何かごみがヒューム管に詰まつて。

西村(汪) そうです。1回中へ入つて掃除をしたこともありましたな。

辻川(昭) 排水が思うようにできなんで。それで、今言うた池の中に管を布設する工事をやろうかと言うてね。

本永 池の中を測量したことは覚えているんです。ゴムボートに乗つて行いましたね。

田中 何か池の中を掘つて。

本永 ポールや箱尺を持ってね。福田参事と私とそれに北庄司君とで測量をさせていただきました。レベルを池の堤防に据えてね。

西村(汪) ああ、そうでしたかな。

本永 測量中にゴムボートに穴があきあわてて岸に向かって漕いだ記憶があります。

福田 そうそう、測量の途中でね。埋め立てをするのにどれぐらいの土量が必要かを計るためにね。昭和41、2年ごろじゃないですか。

本永 41年頃でしょうね。工事を実施したのが昭和42年ですから。

西村(汪) そうでしたかな。

福田 この工事は大変でした。ヒューム管が途中で浮くような形で管底がなかなか通らなくて。

西村(汪) そんなこともありましたな。

司会 それから、苅田地区の南に国鉄の貨物線がありますね。国鉄の貨物線の横断工事は、いろいろ苦労が多かったと思いますが。

本永 国鉄との折衝は長いことかかったと思います。1年ぐらいかかったと思いますけどね。

福田 もっと長いことかかったと違うかな。貨物線の管轄が鳳保線区でしたので鳳保線区にはよく行きましたよ。勿論、天王寺鉄道管理局にも行きました。役員さんと一緒に。国鉄には随分条件をつけられ、大変苦労しました。毎日の見回りの国鉄職員の監視つきで工事をしました。1日に数回しか通らない貨物線であったのですが。

西村(武) 東へ下水工事が出来るまでに、一時、1メートル20の大溝から依羅池の中を通つて大和川へ流してました。それでこちらが出来たので大和川に流しました。工事は業者にやってもらいましたな。

司会 それから、道路工事もあったと聞いていますが。

西村(武) 昭和42年頃になると後退線部分の協力が得られたことから、道路の境界整備工事も始まりました。

本永 昭和42年には、境界石設置工事を北の方で約840mにわたっておこなっています。

西村(武) 側溝なども作ってもらって、道路幅は広くなるし、まだ、砂利道でしたけれど。便利になりましたな。

福田 経済局が道路拡幅工事で直接お手伝いしたのは2、3年だったと思います。

西村(武) そうでしたかな。そののちは土木局でお世話を願ったんですか。

本永 そうですね。



境界工基礎工事

(4) 市街地進行と諸問題の発生

司会 確かに水路は農業用だけでなしに、もっといろいろな面があったと思うんです。何か聞いてる話では、冬の寒い中、夜間工事でやったというのも。

本永 道路の横断工事はほとんど夜間工事だったと思います。

福田 現在のバス道、地下鉄あびこ駅の南出口の東西の道路の横断工事は徹夜で行ったような記憶がありますね。ヒューム管の布設工事です。

本永 役員さんも一緒に出て来てもらって。昭和42、3年頃でしたですかね。依羅池から2号ポンプ場に通じていた南北の幹線水路でした。この水路は用排水路として利用していましたから、勾配をほとんど取っていないんです。確か2000分の1ぐらいだったと思います。排水もできるし、用水にも使えるようにということで。内径1メートル20のヒューム管だったと思います。

西村(汪) 両方かねての水路でしたので、勾配っていうのはほんとになかったですね。

本永 取ってなかったですね。

辻川(昭) それと田植え前に、その用水路を掃除というかね。

福田 井路さらいでですね。

辻川(昭) 住宅が建って来てからは、家庭汚水を水路に流されて随分困りました。用水と排水と一緒にですので汚水が田圃へはいってね。

本永 下水が完備されていない時代ですからね。

西村(汪) 住宅が建って来るほうが早いから、そういう面でいろいろと随分苦労したことがあります。



苅田7丁目付近（昭和41年）

辻川(昭) 約10年～15年ぐらい難儀したのと違うかな。その結果、いわゆる水利権を放棄して、それでさく井戸を掘っていただいたけれどもね。

司会 その水路なんかは、地元からは臭いというような苦情はなかつ

たですか。

辻川(昭) それが、記念会館が建っているところは八反池でしたが、この八反池も水質がだんだん悪くなつて、夏場になつたら悪臭がするっていう苦情もあったはずです。

司会 そういうとき、どういう対応をされたんですか。

西村(武) 池の水で米やら野菜を作つてました。それでどないなといつてたのに、だんだん宅地化してきて。悪い人になつたら浄化工事もせんと、どんどん流してゐるんです。

本永 たれ流しですか。

西村(武) 大きな会社や民家でも浄化槽を作らずに水路に直接流してきました。それを百姓が知らんと田へ入れてたんですがな。窒素分が過ぎて稻が丈だけ大きくなつて夏過ぎにはようこけました。もう仮に刈つたかて米はあんまり出来しませなんだ。だんだんそうなつてきました。昭和50年頃に市のはうでさく井戸を掘つてくれました。良い水を入れたら、もう稻がたおれなくなりました。

辻川(薫) 昭和40年頃になると家がどんどん建つてきますやろ、そしたら、洗濯の水とか汚い水等が農業用水路に一緒に流れます。そんなんを田に入れてつくらなしゃあなかつた。それから井戸を掘つてもらつてから、それがもうないようになつたから。それまでの間、難儀しましたわ。

西村(武) だから米が美味いって言つてましたわ。

田中 それはもうずっと後ですわ。

西村(汪) もっと後のほうでしたな。

西村(武) 話が少し戻りますけど、土地改良区の事業について、ある人は私に言ひまんねん。「おまえは喜んでるけど、村長さんのお陰で難儀してゐる人がいるねんで。あんたは『村長さん、村長さん』って言つけれども、これは村長さんがあのときにいやへんかつたら、我孫子やら長居みたいに区画整理して、この後退線という問題はないねん」って言つて。



辻川(昭)氏

辻川(昭) しかし、組合員の協力や役員の努力で後退線の処理を土地改良区でここまで出来たことは、100%出来たのと一緒と思ひます。

西村(武) つまり、区画整理せなあかんところを無理に耕地整理

へ曲げてもうたんやと言われるんです。

福田 いや、そんなことではなしに、やっぱりこの苅田地域が地区的に、まだ区画整理をやるような地域でなかったというのが実態だろうと思うんです。

西村(汪) だから耕地整理事業の許可が何とか無理にでもおりたわけですね。

福田 そうだと思います。

西村(武) そら北を向いたら、天王寺の五重の塔と大阪城が見えるほど何も高い建物なんか一個もおまへなんだ。それが今はもううちの裏からは何も見んようになってしましました。そやさかい、耕地整理も悪い面もあったと思います。

辻川(薰) それも戦時中、戦後をとおして余計に田圃や畠が作られただけまします。

福田 結果的にはやっぱり耕地整理事業をやられてよかったです。その認可を受けられたのが昭和6年3月ですね。工事が終わったのが昭和12年。13年には換地処分も全部終わったということです。耕地整理事業が全て終わったので道路とか水路とかの維持管理を普通水利組合へ全部引き継ぎをされたわけです。太平洋戦争が始まった頃から戦後にかけて、さらに後退線部分の寄付までの間は、辻川さんがおっしゃるように建築後退線部分も含めて米などを作つておられたわけですからね。

辻川(昭) そうそう、いわゆる耕作をしていました。

福田 そういう面でも非常によかっただろうと思います。

西村(武) そのときは喜んでいました。



福田 戦後の昭和24年には土地改良法が制定されるんですけども、それまでは、農地部分については耕地整理法に基づいて耕地整理事業をやり、他方、宅地の部分、大阪市でも天王寺だと今宮だとか都心に近いところでは耕地整理法を準用して、区画整理事業をしていたんです。耕地整理法が廃止になって、昭和24年土地改良法

福田氏 が制定され、一方、宅地を整備する部分については少し遅れて昭和29年に土地区画整理法が制定されるんです。苅田地区では普通水利組合で管理していた道路とか水路、池などの維持管理を目的に土地改良法に基づき土地改良区を設立されたのが昭和25年5月、それからずっと営々として、約45年間、解散されるまでいろいろな維持管理事業をしてこられたんだから、決して西村武次さんがおっしゃるように、建築後退線の指定を受けたのが悪い面に作用したと言うようなことは無かったと、僕は思っています。

司会 水路の水質が悪うなったということと、一方、大阪市の方では周辺地域の下水道事業を進めるため、農業用水路敷地に下水道管を布設する必要が生じたことから改良区としては水路を埋めたり、池を埋めたり、勿論樋門の撤去もあったと思います。このことがちょうど重なって水源を転換する事業を大阪市が始めました。

その辺のことについて、いろいろと話題があると思うんですが。

本永 下水道局では下水道整備事業5カ年計画をたてられ、周辺地域の下水道普及率を上げるために下水道管を埋設する場所を探していたと思います。

福田 それで、農業用水路敷が適当だということになり農業用水路に下水道管を埋設する替わりに、代替水源として深井戸を掘りそれを農業用水源として利用する方針を立て、その事業費の大半は大阪市で負担しよう。ということで地元と協議をさせていただきました。

西村(武) だいたい3反～5反に深井戸1カ所を掘るというものでした。

西村(汪) 掘る場所とか配管する位置とかでよく会合をしたように思います。

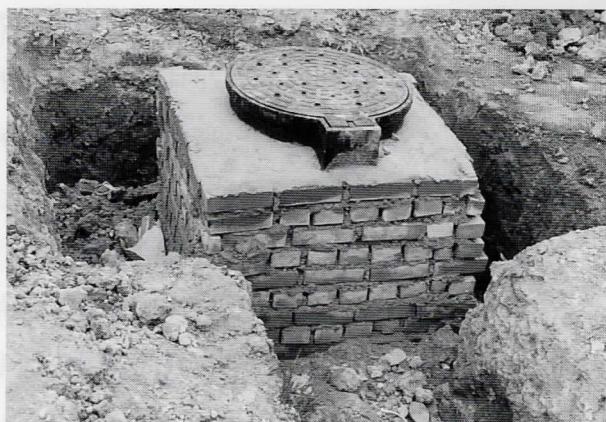
西村(武) 深井戸を掘ってもらってからは、蛇口をひねるときれいな水を自分の思いのまま、いつでも田圃や畑に入れることができ、それまで水路から入れていたことを思うと格段の違いがあり、非常に便利になり水やりが大変楽になりました。何を置いても水がきれいな事が非常にうれしかったですわ。先程も話に出ていましたができた米が本当に美味しくなったように思います。苅田地区で20数本の深井戸を掘ってもらいました。

辻川(昭) 深井戸を掘ってもらったことは非常によかったです。今でもその深井戸を使っていますもの。

辻川(薰) そうですね。あれは助かりました。なんせ、手がかかりませんもの。

福田 そうですね。いつでも人に気を使うことなく水を入れることができますからね。

西村(武) 下水道工事が始まると何本かの井戸で水の出が悪くなり堀り替えをしま



工事中の人孔

した。さらに深く掘ってもらいました。深さは70mぐらいだったと思います。

田中 莖田地区の水質は比較的良好井戸は長持ちしたと思います。

西村(武) そうでした。井戸の修理費は大阪市からの補助金でやりましたので随分助かりました。

司会 深井戸については、昭和50年前後から全市的に大阪市の水源対策として実施されたわけですが、それより以前には、この地域では水源はというと、大和川の水が頼りだったと思います。大和川から水を引いて依羅池とか八反池にいったん入れ、それを水路を通じて田、畠に入れておられたと聞いています。しかし、それでも水が不足するので、所々に浅井戸を掘っておられた。その浅井戸が地下鉄工事によって影響があったと聞いたんですが。

西村(汪) 戦前中断していた地下鉄工事が、戦後昭和25年に再開されて昭和26年12月に昭和町まで、27年10月に西田辺まで開通さらに昭和35年7月に我孫子まで開通しましたが、この間、苅田付近を掘削するようになって、井戸の水がみな涸れてしまいました。辻川さんなんかはその渇水対策に随分奔走してくださったと思います。

辻川(昭) 交渉で交通局へは何回か行きました。

西村(汪) だいぶん長い間交渉して、それでさく井戸を何本か掘ってもらうた記憶があります。

司会 潟れたというのは浅井戸ですね。

西村(汪) そうです。浅い井戸です。今の電話局の東あたりに一本掘ってもらって。

辻川(昭) 2号ポンプの隣に1本と、湧水池に1本と掘ってもらいました。

司会 それは交通局の補償でやってもらったんですか。

西村(汪) そうです。地下鉄が開通して、市街地がどんどん開けてこの苅田地区も開けてくると、先程も話があったように家庭汚水を農業水路にたれ流すわけでだんだん農業用水が悪くなり用排水問題で声が上がるようになって来ました。同時にまた宅地化されることによって農地面積も少なくなり水路も必要なくなってきたことから水利権を放棄して、先程話に出てましたさく井戸を掘ってもらうようになりました。昭和50年頃だったと思います。

(5) 池の漁業補償と埋立処分

本永 さく井戸を掘るようになっても、例えば、依羅池なんかは最後まで残りましたですわね。僕が来たころには、魚釣りをしている人をよく見かけました。フェンスを破って中に入つて釣つてましたよ。もし人身事故が起こつた場合、池の管理は土地改良区ですので当然土地改良区の責任になりますわね。

西村(武) 何べんフェンスを張つたかで穴をあけられました。ベンチをもつて来て、フェンスを切つて自分が釣りやすいように体ごと池の中に入るんです。皆大人です。毎年のように修理したものです。

本永 修理しても、追っかけっこでやられておったような記憶があるんです。

西村(武) 每年、修理だけで何十万円という費用が要りました。また、ゴミの不法投棄も随分ありました。

田中 養魚権を権にして改良区からお金を出せというような事も出て来ましたしね。

辻川(昭) そうそう、いわゆるため池をあけてもらうのにね。養魚の業者が。

田中 深井戸を各地区に掘つてもらつたので、この大きな依羅池がもう必要でないというので、漁業権というのが大きな問題になつて、毎晩話し合いをしたことがあります。

司会 補償か何かをやられたんですか。

田中 やはり幾らか出しました。

本永 依羅池に漁業権というものがあったんですか。

西村(武) もともと、漁業権といふものは無かつたはずです。ある人が、「魚を入れさせてくれ。証文を書くさかいに」というので魚を入れさせたんです。終戦後になって、毎年のように池の水を田圃に入れるというたら、「入れるのなら入れてみなはれ」と、偉い見幕でした。「魚が



依羅池と新設の阪南高校

大事か、人間が大事か」とその人と議論したんですが、なかなか結論が出なかつたですが、そういうしているうちに中に入る人があつて、それである程度の金額を決め、

魚を飼っている人には持っていました。それで解決したんです。結局、補償したんです。漁業権なんて依羅池にもどこにもありません。しかし、結果的にはお金で解決するより方法がなかった。

田中 その人は矢田の池にも魚を入れてましたわ。あっちこっちに入れてたと思います。

辻川(薰) 仁池かで入れてあった。そやけど、そんな補償の話はなかったな。

福田 仁池は随分早いときに売却してますのでね。

辻川(昭) そうそう、学校の用地として。

福田 学校の用地として昭和32年ごろに売却しています。

西村(汪) それから針ガ池ぐらいですか。

福田 今池です。今池と湧水池がちょうど昭和38年ですので、地下鉄が開通して2～3年後です。その後、八反池が昭和40年頃に埋め立てられ、売却されたのが昭和48、49年頃なんです。針ガ池が昭和47年なんです。一番最後に残ったのが、いま話のあつた依羅池です。依羅池は埋め立てをされて、しばらくの間、住吉区役所のほうへグランドとして貸しておられて。平成2年でしたか最終的には大阪市に寄付と売却をされ、この依羅池の処分をされたことで苅田地区内にあった6カ所の池が全部処分できたということですね。

司会 そうですね。池は全部処分されましたね。

(6) 街づくりへ、建築後退線

福田 苅田土地改良区で忘れてはならない重要な事業に、先程から西村武次さんがおっしゃってる建築後退線の問題があります。建築後退線の問題について最初に話が出たのが、昭和36年ですね。昭和36年の土地改良区の総会で、先程来から話に出てる西村武次さんのお父さんの西村市次さんが理事長をされているときに、地下鉄があびこまで開通しほぼ宅地化が進むこととなり、苅田地区の街づくりを何とかしなければということで。

西村(汪) どんどん田圃の中へも家の建築が始まりだしたので。

福田 そうです。その当時はまだ後退線部分の分筆の測量も全然されていなかったんですね。ですから、総会の中で、そうゆうことを将来的にきっちりしておかないと

街づくりに悪い影響があるんじゃ無いかということで、建築後退線部分には建物は建てないという決議を昭和36年の総会でされていると聞いています。

辻川(昭) そうですね。

福田 だから、それから始まって解散までの、何年になるんですか。30数年にわたつての建築後退線の処理の問題。まだちょっと残っているということなんですかね。

田中 いまだに残っています。

西村(武) いや、ほとんどは出来てますけれど。ところがあと細かいのが40件か50件残ってます。ここまで出来たのも、今年亡くなられた衆議院議員・大矢卓史先生の寝食を忘れての精力的なご尽力に負うところが非常に大きく感謝しています。

辻川(昭) そうですね。大矢先生には大変お世話になりました。件数が多いけど、面積にしたら非常に小さなものです。

福田 そうですね。話が返るんですが区画整理に準じた道路を造るということを条件で耕地整理事業の認可を受け、始められた事業が、60年後にやっと認可をもらうたときの目的を、あと僅かに残っているものの、ほぼ達成されたということですので、これはやっぱり大きな評価をすべきだろうと思うんです。建築後退線で大阪市が寄付を受けた面積は相当な面積になりますよ。苅田耕地整理事業区域の中の後退線面積というのが7万1,700平方メートル余りという大変大きな面積です。

大阪市にも非常に貢献があったし、地元にたいしても農作業用の非常に狭い道路を、6mなり8mなりの道路にするため土地改良区の組合員さんなどが、その用地を提供されたということですので、これは市内の土地改良区の中でもやっぱり特筆すべき事項だろうと思いますね。ほかに建築後退線の指定をしている土地改良区が市内に2、3あるんですけどね。苅田土地改良区が先鞭をつけたというですか、そういう寄付行為というのを昭和36年に決議されたことが、例えば、隣の矢田部土地改良区へも影響したように思いますね。

田中 一番のお手本ですね。私のところの土地が、矢田地区にもありますからよく解ります。

福田 矢田部土地改良区も、苅田土地改良区の影響を受けられて、苅田土地改良区が行っておられるような形の処理の仕方を現在もやっておられます。

(7) 記念会館は街の誇り

田中 東長居は区画整理をやりましたけど、矢田は耕地整理、苅田も耕地整理をやって、後退線を指定した訳です。建築後退線というので道路を広げていった訳です。それやけど、なかなか後退線を守ってくれんと、ものままで建てた人も中にはおられますけどね。

本永 そんなとき、改良区としては何か指導なり、指示なりはされたのですか。

西村(武) 初代の苅田土地改良区の理事長を勤めた中川竹造さんは「苅田で後退線を知らん者はあらへん。皆に言うてあるねん。言うてない人は一人もないねん」と言わわれてましたわ。

辻川(昭) 建築後退線については無償使用から始まって、無償譲渡になったが無償譲渡や無償使用やったら、大阪市は後々問題があるからということで、結局、大阪市へ寄付をしていただきたいということになって、それで奔走しましたな。

福田 そうですね。大変なご苦労だったと思います。

辻川(昭) 初めは道路拡幅事業として改良区が中心になってやって来たんですが、だんだん住宅が建ってきたことにともない、農家でない土地所有者が増えたこともあり、連合町会の方々かなんかを顧間に迎えて入っていただきて、いわゆる街づくりと



苅田土地改良記念会館竣工を報じた新聞記事

いう形になって来ましたわな。最近は後手に回ってますが、それだけ住宅が建つのが早く、市街地の広がりが早かったと言うことですね。

司会 初代の中川理事長から最後の西村理事長まで役員の皆さんのお陰でこういう立派な会館が出来て、苅田地区の誇りだと思うんです。苅田土地改良区の解散ならびに(財)苅田土地改良記念コミュニティ振興財団の設立、そして記念会館の建設については、やはり皆さんの賛同で出来たということですね。

田中 そうです。



山口氏(司会)

司会 この会館をつくるために、区役所なり大阪市の農政課や道路建設課の協力、指導を得ながら、理事長以下、理事、さらには組合員の協力やご努力があったと思いますが、これだけの会館が出来たのですから、今後ともこの会館を十分利用していただいて、苅田地区を発展させてもらいたいと思います。都市化の進展とともに、田、畠もだんだん少なくなり苅田土地改良区としての数々の役割を果たして、解散と言うことになったのですが、理事長以下、理事さんならびに組合員の皆さんの努力の賜物だと思います。苅田地区の街づくりが立派に出来たことを喜びとして、本日の座談会を終わりたいと思います。皆さんありがとうございました。

大阪市苅田土地改良区年表

年. 月	主 要 事 項
昭和 6. 3	苅田耕地整理組合設立認可 (24日。3.30告示)。
7	耕地整理事業に着手。
12. 8	耕地整理事業工事完成。
13. 7	耕地整理組合換地処分認可 (22日。8.3告示)。
10	市街地建物法により建築線指定 (14日)。
15	苅田耕地整理組合解散し、苅田普通水利組合設立。
24. 6	土地改良法制定 (8月施行)。
25. 5	苅田普通水利組合を組織変更し、苅田土地改良区設立 (8日。5.10告示)。
36. 4	第10回通常総会において、農道敷と建築線との間の土地を大阪市に無償譲渡決議 (25日)。
5	地区内全送水路を市へ寄付することにより、道路認定を市に要望。
37. 7	市に対し道路認定・整備の陳情書提出。
12	12月末日をもって建築線内農地の休耕を申し合わせる。
42	第1次6路線認定申請。
43. 2	道路改良工事に着手 (大阪市土地改良事業) (5日)。
11	水路改修工事に着手 (大阪府湛水防除事業) (18日)。
44	対市協議により、道路境界工・調査測量設計費は土地改良区、技術指導は市が行うことで合意。
46. 6	対市協議により、土地無償使用承諾書取得業務・抵触物件の処理業務は市で行うことになる (28日)。
48	大阪市への建築線内農地の寄付手続き開始。
50. 3	地区内物件補償の進め方について対市協議 (4日)。
12	ク (2日)。
12	土地改良区で処理した道路後退線部分の抵触物件について市が補償金支払い開始。

年. 月	主 要 事 項
52.10	地区内建築後退部分の私有地にかかる物件補償に関する覚書を作成、市と土地改良区各1通保管（5日）。
53. 3	道路後退線の寄付手続き業務推進のため、道路整備委員会を設置（8日）。
54	道路敷の寄付について、協力要請のビラ作成。
56.10	地区内道路整備協力者に対する協力金支払いについて市の指導依頼（5日）。
60. 2	道路整備推進のため対市懇談会開催（25日）。
6	「苅田地区の町造りにご協力お願い」のビラを作成し、未協力者に配布。
61. 4	建築後退線部分の道路整備推進について市へ陳情（7日）。
平成 6 . 3	第43回通常総会において、「苅田土地改良区解散」の件提案し解散決議（7日）。
8	苅田土地改良区解散申請（23日）。
9	苅田土地改良区解散認可（7日。9.26第1回公告、9.28第2回公告、9.30第3回公告）。
9	財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団設立認可申請（14日）。
9	財団法人苅田土地改良記念コミュニティ振興財団設立認可（30日）。
7 . 3	苅田土地改良記念会館着工（10日）。
8 . 3	苅田土地改良記念会館竣工式挙行（22日）。

大阪市苅田土地改良区定款 (昭和32年当時)

第一章 総 則

第一 条 (目的) この土地改良区は農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い、食糧増産に寄与することを目的とする。

第二 条 (名称及び認可番号) この土地改良区は大阪市苅田土地改良区という。

2. この土地改良区の認可番号は大阪第四号である。

第三 条 (地区) この土地改良区の地区は次に掲げる地域とする。

大阪市住吉区苅田町一丁目の内 四番地及び七番地の一部、一四番地より一九番地ノ一迄、二三番地、二四番地を除く

同 二丁目の内 一番地より一〇番地迄を除く

同 三丁目の内 二七番地を除く

同 四丁目の内 三七番地、三八番地、四七番地、四八番地ノ一を除く

同 五丁目の内 八番地ノ一、四五番地より四八番地迄、四九番地ノ二を除く

同 六丁目の内 九番地ノ二、一〇番地、一五番地、二八番地より四〇番地迄を除く

同 七丁目の内 一二番地より一五番地迄、一七番地、一九番地より二六番地迄
二八番地より三〇番地ノ一迄、五八番地の三

同 八丁目の内 一番地より一二番地迄、一五番地より一七番地迄、二三番地より
二五番地迄、二七番地より六三番地迄、六五番地より八五番地迄、
八七番地より九九番地迄、一〇五番地、一〇六番地を除く

同 九丁目の内 二一番地より二七番地迄、三五番地より四一番地迄、五一番地より
五五番地迄、五七番地より六二番地迄を除く

同 十丁目の内 三番地ノ二、九番地より一三番地迄、二一番地、三八番地ノ二、
三九番地を除く

同 十一丁目の内 八番地より二八番地迄、三三番地より三五番地迄を除く

大阪市住吉区我孫子町 六二三番地、六二四番地、六二六番地、六二九番地より六四二番地迄、六
四四番地ノ一、六四五番地ノ一、六四五番地ノ二、六四六番地

大阪市住吉区南長居町一〇一番地より一一二番地ノ三迄

第四条（事業）この土地改良区は土地改良事業計画、定款及び規約の定めるところにより、次に掲げる、土地改良事業を行う。

一、大和川の引水に伴うかんがい施設の管理

二、依羅池、湧水池、八反池、今池、針ヶ池及び之に伴うかんがい施設の管理

三、さく井揚水施設の管理

四、地域内の導水路施設の管理

第五条（事務所の所在地）この土地改良区の事務所は大阪市住吉区苅田町八丁目に置く。

第六条（公告の方法）この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示する。

第七条（仮住所及び代表者）この土地改良区の地区に属する市町村又はこれに隣接する市町村の区域に住所又は居所を有しない組合員が土地改良区の事業に関する通知又は書類の送付を受けるために仮住所を指定し、又は組合員がこの土地改良区の事業に関する一切の行為をさせるために代理人を定めたときは、遅滞なくこれを理事長に届出なければならない

2、前項の仮住所はなるべくこの土地改良区の地区の属する市町村又はこれに隣接する市町村の区域内に指定するものとする。同項の代理人の住所についてもまた同様である。

第二章　会議

第八条（総会）この土地改良区に総会を設ける。

第九条（総会の招集）理事は毎事業年度一回三月に通常総会を招集しなければならない。

2、理事は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

一、理事が必要と認める場合

二、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求した場合

3、前二項の場合において理事の職務を行う者がないとき、又は前項第二号の場合において理事が正当の事由がないのに総会招集の手続をしないときは監事が通常総会又は臨時総会を招集しなければならない。

第十条（議決事項の制限）総会においては、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し定款の変更、土地改良事業計画の設定及び変更、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限って議決することができる。

第十一條（議長）総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第三章 役員

第十二条（役員の定数）この土地改良区の役員の定数は、理事にあっては十六人、監事にあっては二人とする。

第十三条（役員の被選挙権）次に掲げる組合員は、理事又は監事の被選挙権を有しない。

一、法人

二、年齢二十五年末満のもの

三、禁治産者又は準禁治産者

四、禁こ以上の刑に処せられて執行中のもの

第十四条（役員の選挙）役員は各被選挙地域ごとにその区域に所属する組合員のうちから総会でそれぞれ選挙するものとする。

2、前項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事数	監事数
第一区	大阪市住吉区苅田町	八名	一名
第二区	〃 庭井町	一名	
第三区	〃 杉本町	一名	
第四区	〃 我孫子町	一名	
第五区	〃 山之内町	一名	
第六区	〃 西長居町	一名	
第七区	〃 東長居町	一名	
第八区	大阪市東住吉区矢田町枯木	一名	
第九区	〃 矢田部	一名	
第十区	大阪市住吉区遠里小野町		一名

3、被選挙人の所属の被選挙区はその住所によりこの土地改良区の地区内に住所がない場合には、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地がその住所の存する被選挙区ない場合又は二つ以上の被選挙区にある場合には、あらかじめその土地を指定し、これを組合員名簿に記載してあるときは、その土地のある所在地による。

第十五条（総選挙の時期）役員の総選挙はその任期満了日の前六十日から十日までの間に行う。但し設立当時の役員の次期の役員は第一回の総会において選挙し第三十一条の総選挙はこれを行うべき事由が発生した日からできるかぎりすみやかに行うものとする。

第十六条（選挙の通知）理事は役員選挙を行う総会の招集通知に投票開始の時刻及び選挙すべき理事又は監事の定数（理事又は監事については被選挙区ごとのそれぞれの定数）を記載しなければならない。

第十七条（選挙の管理）理事長は選挙管理者となり当該選挙に関する事務を管理する。

第十八条（選挙の開始及び選挙立会人）役員の選挙は組合員の二分の一以上（書面又は代理人をもつて選挙権を行使する者を含む）が出席しなければならない。

2、選挙立会人は出席した組合員（書面又は代理人をもつて選挙権を行使する者を除く）のうちから当該総会で四人選任するものとする。

第十九条（投票）投票は各被選挙地域につき一人一票とする。

2、総会に出席した組合員（組合員の代理人を含む）は所定の投票用紙に選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しその選挙に係る被選挙地域の投票箱に入れなければならない。但し第十六条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない者は投票することができない。

3、書面をもつて選挙権を行おうとする組合員はあらかじめ選挙管理者から所定の投票用紙及び封筒の交付をうけその用紙に選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しこれを所定の封筒に入れ密封しこれを他の封筒に入れ、その投票に係る被選挙地域の名称を記載し、署名押印の上投票開始の時刻までに選挙管理者に送付しなければならない。

4、選挙管理者は投票の開始にあたり選挙立会人とともに理事をして前項の規定により記載されてある被選挙地域の投票箱に入れさせなければならない。

5、投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は各被選挙区ごとに一人とする。

6、投票用紙及び第三項の所定の封筒には選挙人の氏名を記載してはならない。

第二十条（投票の拒否）投票の拒否は選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

第二十一条（投票の効力）選挙管理者は投票終了後ただちに選挙立会人立会のもとに被選挙地区ごとに投票箱を開いて投票を点検しなければならない。

2、投票の効力は選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

第二十二条（投票の無効）役員の選挙については次に掲げる投票は無効とする。

一、所定の用紙及び封筒を用いないもの

二、選挙すべき理事又は監事の氏名の外他事を記載したもの。但し、職業身分住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない

三、第十九条第三項の所定の封筒に何事かを記載したもの

- 四、被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五、選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
- 六、選挙すべき理事又は監事の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの
- 七、被選挙区につき二人以上の選挙すべき理事又は監事の氏名を記載したもの
- 八、当該被選挙区に所属しない選挙すべき理事又は監事の氏名を記載したもの

第二十三条（当選人の決定）各々の被選挙地域において有効投票の最多数を得た者をもってその地域の当選人とする。但しその地域において選挙すべき理事又は監事の定数で有効投票を除して得た数の六分の一以上の得票数がなければならない。

- 2、得票数が同じであるときは選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3、理事と監事の選挙が同時に行われた場合において第一項の規定により同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときはいずれか一方を辞退しなければならない。

第二十四条 選挙管理者は選挙録を作り選挙の次第を記載し、選挙立会人二人以上とともにこれを署名しなければならない。

- 2、選挙録は投票その他の関係書類とともに当該役員の任期間保存しなければならない。

第二十五条（当選人の失格）当選人は選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは当選を失う。

第二十六条（当選の確定）当選人が定まったときは選挙管理者はただちに当選人に当選の旨を通知し同時に当選人の氏名及び得票数を公告しなければならない。

- 2、前項の通知を受けた日から七日以内に当選を辞する旨の届出がないときは当選人はその当選を承諾したものとみなす。

第二十七条（線上補充）当選人の数がその選挙における理事若しくは監事の定数に達しなくなったとき又は理事若しくは監事に欠員が生じたときは選挙管理者はただちに第二十三条の例により当選人を定めなければならない。

- 2、前項の規定により当選人が定まった場合には前条の規定を準用する。

第二十八条（役員への就任）選挙管理者は第二十六条第二項（前条第二項において準用する場合を含む）の期間満了の翌日当選人の住所氏名を公告しなければならない。

- 2、当選人は前項の公告があったときに役員に就任するものとする。
- 3、前項の規定にかかわらず当選人は第二十九条又は第三十条の選挙の場合を除く外公告の時が現在の役員の任期満了前であるときはその任期満了の時に就任するものとする。

第二十九条（再選挙）次に掲げる事由の一が生じた場合において第二十七条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により当選人を定めてもなお当選人の不足数が次条第一項にいう（以下次条において同じ）の三分の一をこえるに至ったときは更にすみやかに選挙（その欠員に係る被選挙地域についての選挙をいう、以下次条において同じ）を行わなければならぬ。

一、当選人がないとき又は当選人の数がその選挙における理事若しくは監事の定数に達しないとき

二、当選人がなくなり又は当選人の数がその選挙における理事若しくは監事の定数に達しなくなったとき

2、前項の事由が理事又は監事の任期の満了前四ヶ月以内に生じたときは同項の選挙は行わない。但し理事又は監事の数がその定数の二分の一に達しなくなつたときはこの限りでない。

第三十条（補欠選挙）理事又は監事に欠員を生じた場合において第二十七条の規定により当選人を定めることができず又は同条の規定により当選人を定めてもなおその欠員の数が前条第一項にいう当選人の不足数を通じて理事若しくは監事の定数の三分の一をこえるに至ったときは更にすみやかに選挙を行わなければならぬ。

2、理事又は監事に関する前条第一項又は第一項の選挙を同時に行う場合において一の選挙をもつて合併して行う。

第三十条の二（選挙の特例）理事若しくは監事の選挙におけるその当選人の不足数が第二十九条第一項に該当しない場合又は理事若しくは監事に欠員を生じたときにおいて前条第一項に該当しない場合であってもそれらの事態が発生した後に開催される総会においては第二十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず理事又は監事の再選挙又は補欠選挙を行わなければならない。この場合には前条第二項の規定を準用する。

第三十一条（総選挙）第二十九条第一項又は前条第一項の事由が生じた場合において理事若しくは監事又は当選人がすべてないとき又はなくなったときこれらの規定にかかわらず総選挙を行う。

第三十二条（理事長）理事は理事長一人を互選するものとする。

第三十三条 理事長はこの土地改良区を代表し理事会の決定に従い業務を処理する。

2、理事はあらかじめその互選により定められた順序に従い理事長に事故があるときはその職務を代理し理事長が欠けた場合にはその職務を行う。

第三十四条（事務の決定）この土地改良区の事務は理事の過半数により決するものとする。可否同数の

ときは理事長が決する。但し規約の定めるところにより軽易な常務については理事長の決するところによる。

第三十五条（監事の職務）監事は毎事業年度少なくとも二回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査しその結果につき、総会及び理事会に報告するとともに意見を述べなければならない。

2、監事は監査についての細則を総会の承認を経て定めなければならない。その変更についてもまた同様である。

第三十六条（役員の任期）理事及び監事の任期は二年とする。

2、前項の任期は前任者の任期満了の翌日から起算する。

第三十七条（役員の失職）理事又は監事がその被選挙権を失ったときはその職を失う。

第四章 経費の分担

第三十八条（経費分担の基準）第四条第一号から第三号迄の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるところにより地区内の田の全部につき均一地積割に賦課するものとする。

2、第四条第四号の事業については田、畠の全部につき均一地積割に賦課するものとする。

第三十九条（賦課徴収の方法）前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総会で定める。

第四十条（夫役の履行）夫役を賦課された者はその便宜に従い本人自らこれにあたり又は代人をもってこれを履行することができる。

2、前項の規定による履行については金銭をもって代えることができる。

第四十一条（経費の賦課に対する異議の申立）第三十八条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者はその賦課の算定に異議があるときはその賦課を受けた日から七日以内に理事に対して異議を申し立てることができる。

第四十二条（延滞利息及び過怠金）第三十八条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につきこれを滞納し又は定期内に履行せず若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合にはその滞納の日数に応じて金百円につき一日金四銭の延滞利息を督促一回ごとに金十円の過怠金を徴収する。

2、土地改良法第三十九条の規定により第三十八条の規定による賦課金及び夫役現品に代わるべき金銭並びに前項の規定による延滞利息及び過怠金を市町村が処分する場合にはその徴収金額の百分の四に相当する額の過怠金を徴収する。

第五章 雜 則

第四十三条（係及び委員会）この土地改良区の事務を分掌させるため規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置く。

2、この土地改良区の事業の運営を公正且つ適切にするため規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

3、理事会は前二項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。担当理事はその担任する係又は委員会につき一切の責任をもつものとする。

第四十四条（加入金）新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2、前項の加入金の額は総会の議決により定める。

第四十五条（過怠金等）前条の規定による加入金土地改良法第四十二条第二項の規定による決済に支払うべき金銭については第四十二第一項の規定を準用する。

2、前項に掲げる金銭（土地改良法第五十一条第八項の規定により徴収する差額金を除く）については第四十二条第二項の規定を準用する。

第四十六条（財産の分配の制限）この土地改良区の財産については解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することができない。

第四十七条（事業年度）その土地改良区の事業年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第四十八条（事業執行及び会計に関する規定）この土地改良区の事業及び会計について必要な事項は別に定めるものの外、規約の定めるところによる。

附 則

この土地改良区の設立当時の理事及び監事はこの定款の規定にかかわらず土地改良法第十八条の規定に基き申請人の選任するところによる。

大阪市苅田土地改良区維持管理計画書 (昭和32年当時)

第一 章 地域及地積

地域

大阪市住吉区苅田町
 ↳ 我孫子町
 ↳ 南長居町

詳細は別紙添付

地 積

地目別面積 市町村名	田 面 積	畠 面 積	その他の面積 (民有地)	計	備 考
住吉区苅田町	反畝歩 381.6.14	反畝歩 125.3.17	反畝歩 43.6.08	反畝歩 550.6.09	反畝歩 ポンプ場 反畝歩 溜池 42.0.26 水路 0.9.12
↳ 我孫子町	1.0.25	24.0.10	0.6.02	25.7.07	
↳ 南長居町	13.7.09	2.7.19	—	16.4.28	
計	396.4.18	152.1.16	44.2.10	592.8.14	実測面積(国有地を除く)

その他の内訳

1. 溜池依羅池、今池、八反池、湧水池、針ヶ池の五個面積

計 42反 6畝26歩 内堤敷 3反 1畝12歩

2. 水路 我孫子水路 6畝 2歩

3. 唇筒場第一号 8畝23歩 第二号 19歩 計 9畝12歩

第二 章 地域の現況

第一 節 地 形

本地区の東は大阪市東住吉区矢田町の耕地に接続し、西は我孫子町に接し、南は大和川右岸堤防に至り、北は南長居町に面する南北に長方形をなす地域で耕地標高はA・P 11mで平坦地であるが、北方より南方へ緩傾斜をなす。

耕地は90%田地で10%畠地である。

第二 節 気 象

気候は概して温和である。

第一項 一般気象表

(観測所名) 大阪測候所 (位置) 大阪市生野区 海拔A・P 6 m

自明治22年 至昭和25年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自 至 5月 9月
平均気温	℃ 4.2	4.4	7.3	12.9	17.5	21.8	26.1	27.1	23.3	17.0	11.5	6.7	平均又は総量
平均降雨量	mm 43.7	58.9	95.2	128.8	122.2	190.0	150.3	109.6	178.7	126.9	75.8	51.2	計 1,331.6
平均降水日数	日 8	9	13	13	12	14	12	10	14	11	10	9	
結氷期間	110日				結氷始 12月4日				解氷 3月23日				
根雪日数	84日				根雪始 12月22日				融雪 3月15日				

第二項 特殊気象表

(観測所名) 大阪測候所 (位置) 大阪市生野区 海拔A・P 6 m

自明治16年 至昭和26年	第一位		第二位		第三位		第四位		第五位		備考
	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	
最大日雨量	mm 183.2	昭 10.6.29	174.7	明 29.8.30	133.0	明 20.10.7	132.1	明 35.5.5	132.0	昭 2.7.4	
最大時雨量	mm 63.3	昭 15.7.10	63.2	昭 16.8.29	45.5	大 15.9.26	43.9	大 14.6.20	41.2	大 5.10.13	
最大四時間雨量											
最大連続降水量	mm 387.2	(22日) 昭 6.7.1 ～ 6.7.22	285.1	(17日) 明 34.6.21 ～ 34.7.6	261.9	(20日) 昭 16.6.10 ～ 16.6.29	188.7	(21日) 大 5.6.24 ～ 5.7.14	83.2	(17日) 大 6.3.13 ～ 6.3.29	
最大連続旱天日数	47日	明 16.7.4 ～ 16.8.19	41	昭 26.7.20 ～ 26.8.30	32	大 13.7.17 ～ 13.8.18	31	昭 14.8.7 ～ 14.9.8	22	大 4.7.14 ～ 4.8.3	

第三節 水利状況

本地区の用水源は地区内五個の溜池と大和川河水及び地下水の三つに依るものであるが溜池のうち(非かんがい期に於て満水するものであるが)6月上旬に至り満水状態に達しない溜池については大和川河水により満水して置き植付期には大和川河水と併用する。地区は高低差により部落を境に北部高位部と南部低位部との二つに分割二段かんがいを実施するもので、南部低位部耕地は大和川より一号揚水機にてかんがい出来るが部落より北部の高位部耕地は二号揚水機に依らなければかんがいは出来ない地形である。大和川揚水は依羅池から幹線水路を北流して二号揚水機により揚水利用するものであるが一号機かんがい区域に於てかんがいを開始すれば水路内の水位が低下し二号揚水機に送水が困難であり二号機かんがい地域の溜池の貯水も不充分であり、植付時に於ける代播水に不足するので植付期を遅延し収穫に影響する状況にあるを以て二号機かんがい地域の最高地点に鑿井をなしボアーホールポンプに依り地下水の利用設備を有し二号揚水機の大和川用水と併用し二号

機かんがい地区のかんがいを行う。尚地下水は旱魃時一号機かんがい地域にも送水利用される。其の他地区内に深7m位の野井戸が数ヶ所あり平年時は野菜類の灌水に利用して居るが旱魃時には水位低下し揚水不能となるものである。

大和川用水は本・伏流水共に利用出来る設備となって居るが、大和川は本・伏流水の枯渇することが屢々で本流のある間は325mmポンプ125mmポンプ両者を運転することが出来るが、本流が枯渇して伏流のみとなる時は125mmポンプの運転を行い、伏流も5日間位で減少するので連続運転が出来ないので湛水を待つ間歇運転により川水を利用する。夏期旱魃時には30日間もすれば全く枯渇するので鑿井に依る地下水源を唯一の用水として利用する。

用水量の計算

単価用水量

理事長の言に依ると2寸水即ち6cm水7日間に消耗とのことであるので1日=0.00857mとなるので $0.00857\text{m} \times 10,000\text{m}^2 = 85.70\text{m}^3 / \text{町日}$ 尚損失水量10%を加算して $94.27\text{m}^3 / \text{町日}$
 $94.27\text{m}^3 / \text{町日} \div 86400\text{秒} = 0.001091\text{m}^3 / \text{町秒}$ -----余裕をとり $0.0011\text{m}^3 / \text{町秒}$

かんがい面積=473反歩 但し畑面積の二分の一を含む

畑用水量=田用水量の二分の一を必要とする見込である

1日必要用水量= $94.27\text{m}^3 / \text{町日} \times 47.3\text{町歩} = 4,458\text{m}^3 / \text{日}$

1. 総用水量=A+B

$$A = 4,458\text{m}^3 / \text{日} \times 90\text{日} (\text{かんがい期間 } 6\text{月}15\text{日} \sim 9\text{月}15\text{日}) = 401,220\text{m}^3$$

B=代播水 15cmを見込むときは損失水10%加算して16.5cmとなるので

$$473\text{反} \times 1,000\text{m}^2 \times 0.165\text{m} = 78,045\text{m}^3$$

$$A + B = 401,220\text{m}^3 + 78,045\text{m}^3 = 479,265\text{m}^3$$

2. 利用水

(イ) 有効雨量 当地方最近十ヶ年間の稻作期間中(即ち6月15日～9月15日)の降雨量の平均は

$$= (6\text{月}98.4\text{mm} + 7\text{月}150.7\text{mm} + 8\text{月}108.5\text{mm} + 9\text{月}39.2\text{mm}) = 396.8\text{mm} \approx 400\text{mm}$$

此内5mm以下80mm以上切捨による有効率60%と尚其の利用率を80%と見るとときは

$$\text{有効率} = 0.6 \times 0.8 = 0.48 \text{即ち} 48\% \text{となるので} 400\text{mm} \times 0.48 = 192\text{mm} \text{となるので}$$

$$548\text{反} \times 1,000\text{m} \times 0.4\text{m} \times 0.48 = 105,216\text{m}^3$$

(口) かんがい期間中の溜池利用水量

1. 溜池貯水量 = $57,198 \text{ m}^3$

2. かんがい期間中の貯水

溜池の流域より流入するもの

(a) 耕地として在るもの溜池はかんがい耕地中に在し降雨時の余剰水又は垂水を承水する様に

出来て居るので即ち548反歩あり降雨量400mm 法下率 = $(1 - 0.48 \times 0.8) = 0.416$

利用雨量 = $400\text{mm} \times 0.416 = 166\text{mm}$

$548\text{反} \times 1,000\text{m}^2 \times 0.166\text{m} = 90,968\text{m}^3$

(b) 宅地道路等面積172反歩の内50%は地区外に流出するので $172\text{反} \times 0.5 = 86\text{反歩}$ は溜池の流域となるので降雨量400mm出水率を0.9とすると

$86\text{反} \times 1,000\text{m}^2 \times 0.4\text{m} \times 0.9 = 3,096\text{m}^3$

(a)+(b) = $90,968\text{m}^3 + 3,096\text{m}^3 = 94,064\text{m}^3$

3. 池面有効雨量 溜池面積合計4.1町歩

$41\text{反} \times 1,000\text{m}^2 \times 0.4\text{m} \times 0.9 = 14,760\text{m}^3$

$(1 + 2 + 3) = 57,198\text{m}^3 + 94,064\text{m}^3 + 14,760\text{m}^3 = 166,022\text{m}^3 \cdots \cdots \text{(口)の計}$

(ハ) 新設の地水源に依るもの

口径100mmボアーホールポンプの揚水量 = $0.0183\text{m}^3/\text{秒}$

1日の揚水量 = $0.0183\text{m}^3/\text{秒} \times 86,400\text{秒} = 1,581\text{m}^3/\text{日}$

20時間運転として $1,581\text{m}^3/\text{日} \times \frac{20}{24} = 1,317\text{m}^3/\text{日}$

$1,317\text{m}^3/\text{日} \times 90\text{日} = 118,530\text{m}^3$

(ニ) 大和川水源に依るもの

十ヶ年平均のポンプ運転日数を調査するに325mmポンプで10日間125mmポンプで30間であるので

口径325mmヒューガルポンプの揚水量 = $0.1618\text{m}^3/\text{秒}$

1日の揚水量 = $0.1618\text{m}^3/\text{秒} \times 86,400\text{秒} = 13,979\text{m}^3/\text{日}$

20時間運転として $13,979\text{m}^3/\text{日} \times \frac{20}{24} = 11,649\text{m}^3/\text{日}$

$11,649\text{m}^3/\text{日} \times 10\text{日} = 116,490\text{m}^3$

125mmヒューガルポンプの揚水量 = $0.0283\text{m}^3/\text{秒}$

1日の揚水量 = $0.0283\text{m}^3/\text{秒} \times 86,400\text{秒} = 3,445\text{m}^3/\text{日}$

20時間運転として $3,445\text{m}^3/\text{日} \times \frac{20}{24} = 2,870\text{m}^3/\text{日}$

$2,870\text{m}^3/\text{日} \times 30\text{日} = 86,100\text{m}^3$

$$116,490\text{m}^3 + 86,100\text{m}^3 = 202,590\text{m}^3 \cdots \text{-(二)の計}$$

$$(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)=105,216\text{m}^3 + 166,022\text{m}^3 + 118,530\text{m}^3 + 202,590\text{m}^3 = 592,358\text{m}^3$$

以上の計算より見て総用水量=479,265m³に対し十ヶ年平均の利用総用水量=592,358m³を保有するものであるので592,358m³-479,265m³=113,093m³の余剰水量を有するものである。

第四節 耕地面積

(1) 市町村別 田畠別平均一戸当耕作反別面積

市町村名	田一戸当耕作面積	畠一戸当耕作面積	備考
苅田町	2.900反歩	1.800反歩	本土地改良区一戸当田2.700反歩 〃 畠0.600反歩

(2) 市町村別 一毛作二毛作田面積

市町村名	一毛作田面積	二毛作田面積	備考
苅田町	327.9反歩	772.1反歩	本土地改良区は全部二毛作田で39.6町歩 苅田町、我孫子町の一部、東長居町の一部

第三章 維持管理計画

第一節 目的

大和川揚水施設、二号揚水施設、さく井揚水施設、溜池、用排水路、農道等の維持管理をなし、かんがい排水を良好にし交通を便利にして作物の成長を助長し収穫の増収を計らんとする。

第二節 かんがい施設関係

(1) かんがい施設(用水路を含む)種類、規模及維持管理の方法

種類	規模	維持管理
大和川揚水施設	大和川伏流取水暗渠1.80m木框延長40m吸水槽内径75cm深8.0m人造井戸側作、放水槽角150cm深150cm混泥土作口径325mmヒューガルポンプ40馬力一台口径125mmヒューガルポンプ10馬力1台小屋22坪10坪二棟平屋建瓦葺	唧筒使用は6月1日より9月30日迄でとし運転手を置き運転に当たらしめている旱魃時には大和川取水暗渠の土砂搬出揚水機同原動機等の手入破損部の修理等をなし揚水を完全にする
二号揚水施設	口径187.5mmヒューガルポンプ15馬力一台小屋10坪一棟平屋建瓦葺	
さく井揚水施設	さく井深120m井戸径10吋ボアホールポンプ口径100mm15馬力一台揚程30m揚水機小屋木造平屋建二坪一棟	
水路(幹線)	開水路底巾2.0m上巾5.0m深1.5m延長1,820m土水路暗渠陶管内径300mm延長60m	両岸の草刈破損部の修理開渠暗渠の浚渫をなし通水に支障のなからしむ
水路(支線)	開水路底巾60cm上巾2.0m深60cm延長10,900m土水路暗渠内径250mm延長100mヒュームパイプ	毎年9月の減水時に堤塘の内外両方の修理をなし流入土の搬出をなし貯水を充分になす
溜池施設	数量五ヶ所計39,530m ² 平均水深1.45m貯水量57,198m ³ 堤塘延長895m(詳細は溜池調書参照)	47.3町歩の必要水量0.05203m ³ /秒に対し0.1618m ³ /秒のポンプ口径は約3倍の水量に相当するものである
備考	大和川揚水機の口径325mmヒューガルポンプはかんがい面積に比し過大なるは大和川本流は降雨の際3・4日間はあるがすぐ枯渇するので長時間揚水することが出来ないので大きいポンプで短時間に溜池に取り込む様出来て居る	

溜 池 調 書 (31年11月現在)

丁目	地番	溜池名	台帳面積	平均貯水面積	水深	貯水量	堤				塘	
							種類	延長	矢端巾	堤高	内外法勾配	
11	14	依羅池	19.622反歩 内堤塘1.804 ヶ	17,860m ²	1.50m	26,790m ³	土堤	465m	2.0m	1.50m	内法1:1 外法1:1	
1	291	今 池	4.407 ヶ 〃 121 ヶ	4,250	1.20	5,100	〃	60	3.0	0.90	内ヶ1:1 外ヶ1:1	
9	42	八反池	11.728 ヶ 〃 515 ヶ	11,240	1.20	13,488	〃	140	2.0	0.60	内ヶ1:1 外ヶ1:1	
7	42	湧水池	4.014 ヶ 〃 321 ヶ	3,670	2.40	8,808	〃	180	1.8	0.60	内ヶ1:1 外ヶ1:1	
2	28	針ヶ池	2.715 ヶ 〃 211 ヶ	2,510	1.20	3,012	〃	50	1.8	0.60	内ヶ1:1 外ヶ1:1	
		計	42.626反歩 〃 3.112 ヶ	39,530m ²		57,198m ³		895m				

(2) 排水の時期及方法

(イ)取入口に於ける取入時期及び幹線水路の分水施設ごとの配水時期

1.取入口に於ける取入時期 6月15日より9月15日に至る。

1.幹線水路の分水施設 角落堰又は土俵堰。

1.分水施設ごとの配水時期 6月15日より9月15日に至る用水期間中は必要に応じ不定時分水する。

(ロ)幹線水路の分水施設ごとの用水の配分方法

用水の配分については水配人を置き水配人により全地域に公平に配分する様になって居る。

水配人は必要の程度により施設を適宜開閉して利用するものである。

(ハ)取入口及幹線水路の分水施設ごとの用水量とかんがい面積

大和川取水量は揚水機二台で0.1901m³/秒で本流時短時間に揚水利用する設備となって居る。

幹線水路の分水施設としては特記するものはないが幹線水路の末流依羅池より370mの地点にある二号揚水機は揚水量0.0546m³/秒で此も上位部溜池に短時間で貯水出来る設備となって居る。

(3) かんばつ時に於ける処置

かんばつ時には鑿井に依る地下水源と大和川伏流水を集水する為川床を100mに及ぶ背堀りをなし、取水暗渠を通じて堤内に導水大和川揚水機に依り揚水利用するものであるが外に水源はない。

(4) 他の農業水利団体との関係

な し

(5) 制 裁 規 定

な し

第三節 排水施設関係

(1) 施設種類(排水路を含む)規模、構造及維持管理の方法

地区内には専用排水としてはなく用排兼用水路であるが、地区外に東住吉区矢田町を経て駒川に至る排水路があるが現在では水路附近住宅化がすすみ水路断面縮小し縦断勾配も悪くなつて、排水機能は低下している。

南部地区は、大和川元用水施設を改良して排水に利用して居るが排水効果は概して良好である。

種類	規模	維持管理
暗渠	内径600mmヒュームパイプ暗渠延長195m	毎年6月と9月に流入土砂の搬出をなし 通水を完全にする
樋管	内径600mmヒュームパイプ樋管延長10m 樋管出入口混凝土作り木製扉巻上機付	巻上機の注油、油ふき等をなし 開閉を完全にする
水路	水路門巾1.2m深1m延長205m両岸板柵水路	板柵の破損部の修理又は流入土砂の搬出 除草等をなし排水を完全にする

(2) 排水時期及び方法

排水の時期毎年4月15日頃になれば溜池が満水するので排水を開始する。専用排水路は幹線水路に連絡して居り平時は扉により暗渠の放流口を閉鎖して居るが排水時には開放し大和川に放流する様出来て居る。かんがい期に入ると排水ことは全んどないが溜池の満水状態にあるとき溢流放水するものである。

(3) 洪水時に於ける処置

大和川洪水位が低い時は上記の排水路に依り排水も可能であるが洪水位上昇すれば排水不能となるが20年に一度位で他に機械排水等の施設はない。

(4) 他の農業利用団体との関係

なし

第四節 農業用道路その他の保全又は利用上必要な施設関係

農業用道路施設平面図（末尾添付） 保全等其の他施設なし

種類	規模			維持管理
農業用道路幹線	有効幅員	7 m	延長	1,530 m
農業用道路幹線	々	5 m	々	2,880 m
々 支線	々	3 m	々	9,660 m
々 支線	々	2 m	々	950 m

第五節 他の事業との関係

(1) 他種水利事業(発電工業上水道)との関係

なし

(2) 森林、運輸、漁業との関係

なし

(3) 治水との関係

なし

(4) 汚毒水との関係

なし

(5) その他事業との関係

なし

第四章 事業費

事業費——金500,000円也(但し経常費の概算である)

事業費は経常的なものを掲記するに過ぎないので物価の変動及び維持管理に伴って臨時に支出をする経費はその都度事業費を増額する。

第五章 効用

田 事業施行前反当収穫 水稻 1.0石(十ヶ年平均)

々 后 々 々 2.5石(々)

依って反当減産防止量0.2石となるので作付面積396反歩は

総減産防止量=1.5石×396反歩=594石

畑 事業施行前反当収穫 野菜 600貫(十ヶ年平均)

々 后 々 々 1.500貫(々)

依って反当減産防止量900貫となるので作付面積153反歩は

総減産防止量=900貫×153反歩=136,800貫

添付書類

事業費内訳

費目	金額	備考
動力費	150,000円	40馬力、20馬力、15馬力、10馬力モートル電力代 各一台 3
油代及び揚水施設修繕費	100,000ヶ	以上モートル並揚水機 ヒューガルポンプ3台 分 ボアーホールポンプ1台 分
給料	90,000ヶ	唧筒運転手正副3人 水配人正副3人
溜池水路修繕費	130,000ヶ	溜池5個堤塘延長895m 水路延長13,230m
農道ヶ	20,000ヶ	延長 15,020m
事務費	100,000ヶ	理事15名監事2名事務員1名の報酬並旅費 消耗品費 雑費共
合計	500,000ヶ	反当負担金 1,570円弱 負担面積 473反歩一強

地域調書

1. 大阪市住吉区苅田町1丁目の内 4、7、14~23、24、29の2番地の宅地及132番地の墓地を除く耕地
1. ケ 2丁目の内 1~10番地の宅地を除く耕地
1. ケ 3丁目の内 20~1、27番地の宅地を除く耕地
1. ケ 4丁目の内 37、38、47、48の1番地の宅地を除く耕地
1. ケ 5丁目の内 8の1、45~48、49の2番地の宅地を除く耕地
1. ケ 6丁目の内 9の2、10、15、24の5、28~40番地の宅地を除く耕地
1. ケ 7丁目の内 12~15、17の4~17~6、20~22、28、29、30の1、58の3番地の宅地を除く耕地
1. ケ 8丁目の内 1~12、15~17、27、62、63、65~68、70、99番地並に其の他の宅地を除く
耕地
1. ケ 9丁目の内 21~27、35~41、51~55、57~62番地の宅地を除く耕地
1. ケ 10丁目の内 12、13、19、21、38の2、39、3の2番地の宅地を除く耕地
1. ケ 11丁目の内 1~7、29(但し鉄道敷地を除く)31、32番地の耕地
1. 大阪市住吉区我孫子町 623、624、626、629~642、643、644の1、645の1、645の2、646番地迄の耕地
1. ケ 南長居町 101~112の3番地迄の耕地

陳 情 書

大阪市苅田土地改良区地域（住吉区苅田町一円）内の道路を早急に市道として路線を認定されると共に、在来道路両側の拡幅予定地を、御市において譲受けられ、当地域の道路を整備されるよう、陳情申し上げます。

当地域は、大正14年の大阪市第2次市域拡張の際に編入されたものですが、その当時の東成郡依羅村々長、故東野修一郎等が、発起人となり、耕地整理を行うこととなり、昭和6年3月24日に、区域内の道路は、将来宅地化されたときには、区画整理に準じた道幅とすること、と条件つきで、組合設立が認可されました。

「この耕地整理事業は、昭和6年7月着工。同12年8月完工同13年7月22日換地処分を行い、現在の道路が出来ました。

この間、大阪府知事は、この区画道路の両側に、市街地建築物法（大正8年法律第37号）第7条の規定による建築線の指定を行いました。市土木局道路管理課明示係が保管する当地域の地図は、この建築線を示している地図で、現存するただ1つのものであります。」

耕地整理組合の解散後は、普通水利組合が設立され、戦後は、法律改正により土地改良区となり、昭和25年5月8日設立された苅田土地改良区が、地域内のかんがい施設、道路の維持管理を引きつぎ、現在にいたっています。

道路管理については、農業地域の時代は、問題が出ませんでしたが、市バス路線、地下鉄の開通、公営住宅等の建設により最近急激に宅地化が進み、公衆の道路利用が増すと共に、建築線指定の事情を知らない者が、現在の道路幅員のままで、宅地化をはかるものがあらわれるに至りました。

よって、土地改良区は、農地転用許可申請に附する同意書交付に当り、転用者は、道路明示を受けると共に、建築線まで後退して建築を行うべきことを条件とし、建築線内の空地の確保に努めています。

さらに、昭和36年4月の土地改良区総会において、地域内土地（農地のみ）所有者全

員の同意を得て、関係土地を測量、分筆して、建築線と現在道路敷との間の土地を、大阪市に無償譲渡すべきことを決議し、本年の通常総会において、該当土地耕作者は、本年12月末日をもって、この将来道路となるべき線まで、後退し、該当農地部分を、休耕することを、申し合わせました。

また、土地改良区は、その財産の一部を処分し、売却代金の一部をもって、地域の測量を実施することとし、土地各筆毎に上記の後退線の位置にコンクリート標柱を埋設する作業を、本年末完成を目指しております。

このようにして、地元関係者は、当初計画に基づく、地域内道路拡幅のために努力を払っておりますが、当地区発展の速度は著しく、公共施設、とくに道路の整備は急務でありますので御市におかれても、私達の、この切なる願いを、ご賢察のうえ早急に道路拡幅後の幅員でもって、地域内全道路を、ご認定下さると共に、建築線までの私有地を、市有地として、お引取り下されたく、陳情いたします。

追面 現在の道水路幅員と、拡幅後の幅員との関係は、別紙のとおりです。

昭和37年7月 日

大阪市住吉区苅田町8丁目38

大阪市苅田土地改良区

理事長 西村市次

理事 辻川新三郎

中辻浅次郎

西村庄次

西村安雄

辻川昭一

中川音松

辻川正一

松永清吉
舟尾種次郎
北野九一
畠山重太郎
連正二
松井徳太郎
沢田武次郎
吉本小三郎
監事西村己之助
東野正治

大阪市住吉区苅田町8丁目35

住吉区苅田連合赤十字奉仕団

団長富岡甚造

苅田分団長辻本優

大阪市長中井光次殿

苅田地区の町造りにご協力のお願い

平素は明るく暮しよい町造りにご協力を賜り誠にありがとうございます。当苅田地区は、その昔は一面が田畠でしたが、昭和6年に将来宅地化の際には区域内の全道路を土地区画整理事業に準じた道幅とすることとの条件づきで苅田耕地整理組合の設立が認可された次第です。

この結果、昭和13年の大阪府知事の告示により市街地建築物法による建築線が指定され、この建築線は現在の建築基準法においても有効に引き継がれております。苅田耕地整理組合は、法律の改廃と共に苅田土地改良区に発展的に改組(昭和25年)されましたが、農地が次第に宅地化されていく状況の中で、先に指定された建築線の遵守と前面道路の整備が、この地域の町造りに最も大切なことであるとして、昭和36年4月には改良区を中心に当時の土地所有者は、将来道路になるべき土地を無償で大阪市に譲り渡すことを署名捺印のうえ誓約しております。

これにより改良区は積極的に大阪市に道路整備の要請を行ってまいりましたが、道路として整備するのは、所有者からの「土地の無償譲渡」または「土地の無償使用の承諾」が必要でありますので、このことを土地所有者にお願いいたしまして、幸い当地域内の道路は概ね拡幅が完了し舗装が行きわたるようになり現在にいたっています。

しかしながら、貴殿所有の土地は未だ道路として拡幅整備されていません。つきましては、何かと深いご事情があろうことかと存じますが、前述のような経緯により町造りを進めていますので、住みよい安全な町造りのためにどうか絶大なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後は大阪市の担当者が直接お伺いいたしましてご事情をお聞かせいただくとともに、道路化について詳しくご説明申し上げたく存じますので、よろしくご理解のうえご協力ををお願い申し上げます。

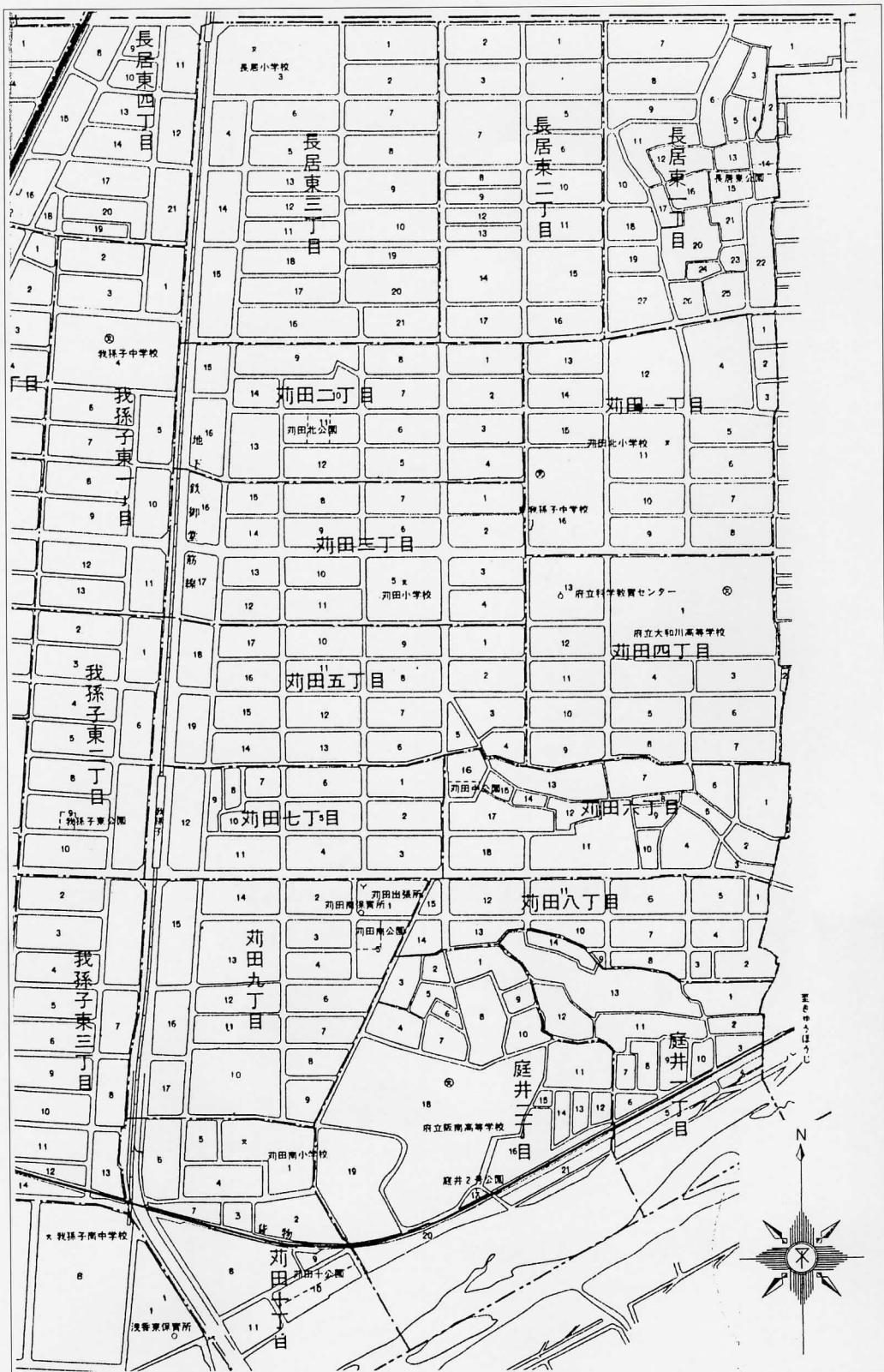
昭和60年6月

殿

大阪市土木局
住吉区役所
大阪市苅田土地改良区

(資料5)

苅田町付近街区図



大阪市苅田土地改良区 解散記念誌

平成 8 年 11 月 1 日発行

発 行 大 阪 市 苅 田 土 地 改 良 区
大 阪 市 住 吉 区 苅 田 9 丁 目 1 番 9 号
(〒558)

編 集 財 団 法 人 大 阪 都 市 協 会
大 阪 市 中 心 区 北 浜 4 丁 目 1 番 21 号

印 刷 株 式 会 社 ケ エ ス アイ